

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援(消費者教育推進計画)

1 若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育の推進

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)学校教育等における消費者教育の推進	ア 幼児期における消費者教育の推進 幼児期はさまざまな気づきや体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを取り入れる時期です。 生活や遊びをとおして生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、楽しみながら学べる体験型の各種イベント等の実施により、物やお金を大切にすることや、身近なくらしの中に潜む危険や商品の安全な使い方を理解し、困ったことがあった時に身近な人に伝えること、約束やきまりを守り、欲しい物があっても時には我慢すること等を学べる機会を提供していきます。	○体験を通して、子どもたちがお金や消費生活に係る正しい知識を楽しみながら身につけ、理解を深められるよう、関係機関・団体と連携して事業を実施します。	○県立大型児童館「みえこどもの城」において、「かえっこキッズタウン～お金のやくわりをまなぼう!」を実施し、子どもたちがお金や消費生活に係る正しい知識を楽しみながら身につけ、理解を深められる内容としました。(10月11日～11月24日) ・オープニングイベントとして「お金に関するクイズ大会」の開催 ・お金セミナー「親子おこづかい講座」の開催 ・お金や消費に関するパネルの設置や、おしごと体験ができるイベントの開催(期間内来場者数:9,572人)	○体験を通して、子どもたちがお金や消費生活に係る正しい知識を楽しみながら身につけ、理解を深められるよう、関係機関・団体と連携して事業を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 小学生期における消費者教育の推進 小学生期は主体的な行動、社会や環境への興味をとおして、消費者としての素地の形成が望まれる時期です。 小学生期における消費者教育は、学習指導要領に沿って、社会科や家庭科等において、買い物物の仕組みや工夫、売買契約の基礎の理解や、消費者の役割についての態度を育成することが求められています。 県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議の社会科部会や家庭科部会等において、消費者教育について説明を行い、趣旨および内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう促します。	○市町等教育委員会指導主事等を対象とした会議や校長研修会等において、消費者教育に関して各教科・領域等の関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。	○市町等教育委員会を通じて、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう周知を図りました。また、消費者教育に関する文部科学省と消費者庁の関連事業や「消費者教育アドバイザー」派遣事業、「体験型教材」等の活用・普及に向けた周知を行いました。	○全体指導主事等会議をはじめ、市町等教育委員会指導主事等を対象とした会議や校長研修会等において、消費者教育に関して各教科・領域等の関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。 ○金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進するために、J-FLEC(金融経済教育推進機構)等の外部機関との連携をすすめます。	教育委員会事務局 (小中学校教育課)
	ウ 中学生期における消費者教育の推進 中学生期は行動の範囲が広がり、消費者の権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期です。 中学生期における消費者教育は、学習指導要領に沿って、社会科や技術・家庭科の家庭分野等において、個人や企業の経済活動における役割と責任の理解や、自立した消費者として責任ある消費行動を育成することが求められています。 県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議の社会科部会や技術・家庭科部会等において、消費者教育について説明を行い、趣旨および内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう促します。	○市町等教育委員会指導主事等を対象とした会議や校長研修会等において、消費者教育に関して各教科・領域等の関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。	○市町等教育委員会を通じて、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう周知を図りました。また、消費者教育に関する文部科学省と消費者庁の関連事業や「消費者教育アドバイザー」派遣事業、「体験型教材」等の活用・普及に向けた周知を行いました。	○全体指導主事等会議をはじめ、市町等教育委員会指導主事等を対象とした会議や校長研修会等において、消費者教育に関して各教科・領域等の関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。 ○金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進するために、J-FLEC(金融経済教育推進機構)等の外部機関との連携をすすめます。	教育委員会事務局 (小中学校教育課)
	エ 高校生期における消費者教育の推進 高校生期は生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的に判断し行動することが望まれます。 高校生期における消費者教育は、学習指導要領に基づいて、家庭科や公民科等において、契約の重要性および消費者保護の仕組みの理解を深めることや、エンカル消費等の消費行動を実践できる態度を育成することが求められています。 県では、外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「法教育」「金融経済教育」等各種の実務教育を実施し、消費者として主体的に判断し行動することができる力を養います。 また、生徒等の発達段階に応じた金融経済教育を実践する金融経済教育研究校に係る委嘱について、令和6(2024)年4月に設立されたJ-FLEC(金融経済教育推進機構)との連携をすすめます。	○公民科等、関係する教科が連携し、生徒が消費者の権利と責任および契約の重要性及び消費者保護の仕組み等について理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することについて考えを深めることができるよう、引き続き、消費者教育に係る授業の充実に努めます。 ○外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「金融経済教育」「法教育」等各種の実社会との接点を意識した実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報を見極め、適切に判断し活用しながら、持続可能な社会をめざして積極的に社会に参画しようとする力を養います。	○公民科等、関係する教科が連携し、生徒が消費者の権利と責任および契約の重要性及び消費者保護の仕組み等について理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することについて考えを深めることができるよう、消費者教育に係る授業の充実に努めました。 ○外部の専門家等の協力を得ながら、県立菟野高等学校が家庭科の授業で「人生を通した金融教育について」の公開授業を実施しました。	○公民科等、関係する教科が連携し、生徒が消費者の権利と責任および契約の重要性及び消費者保護の仕組み等について理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することについて考えを深めることができるよう、引き続き、消費者教育に係る授業の充実に努めます。 ○外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「金融経済教育」「法教育」等各種の実社会との接点を意識した実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報を見極め、適切に判断し活用しながら、持続可能な社会をめざして積極的に社会に参画しようとする力を養います。	教育委員会事務局 (高校教育課)
	オ 県立特別支援学校における消費者教育の推進 県立特別支援学校では、消費者トラブルに遭わないために金銭管理等の基本的な知識が得られるよう、校外学習等で買い物学習等を行うなど、学校の実情や児童生徒の特性、発達段階に応じた消費者教育を推進します。 また、高等部の生徒においては、社会に参画する準備段階として、外部の専門家等の協力を得ながら、金銭管理やインターネットトラブル・詐欺被害に遭わないための消費者教育に取り組みます。	○学校の実情や児童生徒の特性、発達段階に応じて「生活」、「職業・家庭」等の授業で金銭の扱いや金銭管理について取り組んだり、校外学習等で買い物学習等を行ったりするなど具体的な体験を通して、消費者教育に取り組みます。また文化祭等での販売体験を通じ、金銭や物を大切にする意識を身に付けさせます。 ○高等部の生徒においては、インターネットトラブルや消費者被害に遭わないための理解啓発等を図る学習の取組も進めます。	○「算数」、「数学」、「生活」、「職業・家庭」等の授業で児童生徒の特性、発達段階に応じて学んだ金銭の扱いや金銭管理についての知識を、校外学習や文化祭等での買い物学習といった実際の場面で活用することができました。また文化祭等での販売体験を通じて、金銭や物を大切にする意識を身に付けることができました。 ○高等部の生徒においては、「職業・家庭」の授業等でインターネットトラブルや消費者トラブルの被害に遭わないための理解啓発等を図りました。	○消費者トラブルの被害に遭わないための金銭の管理と計画的な使い方等の基本的な知識が得られるよう、引き続き児童生徒の特性や発達段階に応じて「生活」、「社会」「職業・家庭」等の授業で消費者教育に系統的に取り組めます。また、教科で得た知識を校外学習等での買い物学習や文化祭等での販売体験など、具体的な活動を通じて活用できるようにします。 ○高等部では、インターネットトラブルや消費者トラブルの被害等に遭わないために理解啓発等を図る学習を中心とした消費者教育に引き続き取り組みます。	教育委員会事務局 (特別支援教育課)
	カ 大学・専門学校等における消費者教育の推進 大学生等の若年者は生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し主体的に行動する時期です。 大学や専門学校等での消費者教育の推進にあたり、各学校等と積極的に連携・協働し、啓発や情報提供を行うことで、大学生等の消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組めます。また、大学生等が若年層への消費者教育の担い手となるよう、学生消費者リーダーの育成を推進します。	○若年者層における消費者被害の未然防止・拡大防止に向け、大学等において青少年消費生活講座を実施します。 ○ラジオ番組を活用した若年者向けの啓発活動を行います。 ○SNSを用いた広告啓発やTV等の媒体による啓発を行い、成年年齢引き下げやそれに伴う消費者トラブル等について情報提供します。 ○学生消費者リーダー育成にかかる講座実施等に向け、大学等と調整を行います。	○高校生や大学生等を対象に消費者トラブル事例の紹介やその対処法、成年年齢引き下げ等について青少年消費生活講座を実施し、若年者層における消費者被害の未然防止・拡大防止につなげることができました。(計50回実施、3,342人参加) ○ラジオ番組に出演し、若年者が被害に遭いやすい消費者トラブルや成年年齢の引き下げについて大学生とトークセッションを行いました。また、若年者の関心が高いSNSを用いた広告啓発やテレビ・映画等の媒体による啓発を行い、成年年齢引き下げに関して情報提供を行いました。 ○来年度の学生消費者リーダー育成にかかる講座実施に向け、大学と調整を行いました。	○若年者層における消費者被害の未然防止・拡大防止に向け、大学等において青少年消費生活講座を引き続き実施します。 ○ラジオ番組を活用した若年者向けの啓発活動を行います。 ○SNSを用いた広告啓発やTV等の媒体による啓発を行い、成年年齢引き下げやそれに伴う消費者トラブル等について情報提供します。 ○学生消費者リーダー育成にかかる講座を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援(消費者教育推進計画)

1 若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育の推進

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(2)地域社会における高齢者等への消費者教育の推進	ア 高齢者や障がい者等に対する消費者教育の推進 高齢者や障がい者等の消費者被害を防止するため、市町と連携し、社会福祉協議会や地域包括支援センター等へ働きかけを行うことにより、各地域において消費生活に関する出前講座を実施します。 また、地域におけるきめ細かな啓発活動を実施するため、日常的に地域での啓発を担う「消費者啓発地域リーダー」の養成を行うとともに、市町における「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を促進し、地域における見守り力の向上を図ります。	○地域の自治会や老人会、公民館などで出前講座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みます。 ○特別支援学校高等部や障がい者就労施設などでの出前講座を通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者トラブル防止に取り組みます。 ○消費者啓発地域リーダー養成講座を開催し、地域リーダーの新規養成増加に努めます。 ○市町に対して、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけます。また、県内事例、全国における先進的な取組事例などについて、市町に情報提供を行います。	○地域の自治会や老人会、公民館などでの出前講座を通じて、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みました。 消費生活出前講座:21回(490人) 出前トーク:2回(25人) ○会場参加とオンライン参加によるハイブリッド方式で消費者啓発地域リーダー養成講座を開催しました。 参加者計22名 新規リーダー登録人数6名	○地域の自治会や老人会、公民館などで出前講座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に引き続き取り組みます。 ○特別支援学校高等部や障がい者就労施設などでの出前講座を通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者トラブル防止に取り組みます。 ○消費者啓発地域リーダー養成講座を開催し、地域リーダーの新規養成増加に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 外国人に対する消費者教育の推進 外国人住民は、自国との商習慣の違いや、日本語の理解が必ずしも十分ではなく情報の入手が限定的になりがちであることから、契約トラブルや消費者被害に遭うケースが散見されます。 外国人住民が、日々のくらしの中での消費行動や契約にかかる注意点を理解できるよう、県の多言語行政生活情報ホームページ(MieInfo)を活用し、情報発信するとともに、市町や関係機関と連携し、多言語に対応した消費者被害防止のための出前講座やチラシの作成等を実施します。	○外国人住民の消費者被害の防止に向けて、多言語行政情報HP(MieInfo)を活用し、7言語で適宜情報発信を行います。	○外国人住民の消費者被害の防止に向けて、多言語行政情報HP(MieInfo)を活用し、消費生活に関する注意喚起や消費者トラブル防止に係る情報を7言語で計48件発信しました。外国人住民が必要な情報を適時に入手できる環境づくりを進めることで、消費者被害の未然防止に取り組みました。	○外国人住民の消費者被害の防止に向けて、多言語行政情報HP(MieInfo)を活用し、8言語で適宜情報発信を行います。	環境生活部 (ダイバーシティ社会推進課)
		○外国人住民の消費者被害の防止に向けて、市町や関係機関と連携し、多言語に対応した出前講座やチラシの作成等を実施します。	○外国人住民の消費者被害の防止に向け、外国人向け啓発動画を使用して出前講座を実施しました。	○外国人住民の消費者被害の防止に向けて、市町や関係機関と連携し、外国人住民向けの出前講座の開催や情報発信を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
(3)家庭における消費者教育の推進	家庭においては、保護者が、子どもの成長段階に応じて適切な規範やルールを身につけ、他者との関わりを持ちながら社会性を身につけていけるよう、教えていくことが大切です。特に、消費行動は、子どもの生活の中で社会と直に接する部分であり、金銭や物を大切にするという意識を身に付けさせることが大切です。また、デジタル社会の進展とともに、低年齢でもインターネット等を通じた商品の売買やサービスの利用に関するトラブルが発生していることから、保護者自身がインターネット等に関する知識を持ち、子どもに対して、スマートフォンやインターネットの使い方・危険性について積極的に教育するとともに、フィルタリングを設定するなど、未然防止対策を実施することが大切です。 家庭の中で消費者教育や未然防止対策を実施することが重要であることから、市町等関係機関と連携し、社会教育施設の活用や学校における保護者会・PTA等への啓発、情報提供等を通じた取組を行います。	○小中学生を対象とした啓発動画の積極的な活用と出前講座申込を促す周知を行います。 ○学校と連携し、保護者会・PTA等の場での消費生活出前講座を実施します。	○J-FLECと連携し、親子でお金について考えるきっかけづくりとなるよう、親子参加型の絵本読み聞かせ会を全国の金融広報委員会に先駆けて開催しました。	○家庭の中で消費者教育や消費者トラブルの未然防止対策を実践していただけるよう、親子向けのイベントの開催や情報提供等を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○小学校高学年の児童が社会性や規範性を高め、インターネット上のいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士による出前授業や動画教材を活用し、全ての小学校でいじめ予防授業を実施します。 ○児童生徒がインターネット上のいじめやトラブルを自分事として捉え、被害者にも加害者にもならないための行動ができるよう、いじめ防止をテーマとした動画コンテストを実施するとともに、警察等の関係機関と連携した情報モラル教育を推進します。 ○インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施します。	○子どもたちがいじめの問題に対して主体的に行動できるよう、弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、公立小学校においていじめ予防授業を実施しました。 ○県内の小中学校および高等学校、特別支援学校を対象に、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテストを開催し、16校の応募がありました。応募した学校の児童生徒が、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」に係る研修会で意見交流を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントを理解したうえで動画を作成しました。応募動画は「STOP! いじめ」ポータルサイトに掲載し、コンテストを実施するとともに、広く県民にいじめ防止の啓発を行いました。 ○インターネット上におけるいじめを防止するため、文部科学省や警察等の関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなどして、各学校の情報モラル教育を推進しました。 ○インターネットトラブルから子どもたちを守るため、年3回(8月下旬・11月上旬・1月上旬から平日15日間)ネットパトロールを実施し、いじめや人権侵害、不適切画像の投稿等を調査しました。また、学校から報告のあった不適切な投稿については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施しました。	○児童がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育む必要があるため、弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、公立小学校においていじめ予防授業を実施します。 ○県内の小中学校および高等学校、特別支援学校による、「いじめ防止」をテーマにした動画を募集し、応募動画を「STOP! いじめ」ポータルサイトに掲載します。 ○インターネットを介したいじめ等を防止するため、文部科学省や警察などの関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなど、各学校で教育活動全体を通した情報モラル教育が進められるよう支援を行います。 ○インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守る必要があるため、ネットパトロールを実施します。	教育委員会事務局 (生徒指導課)
(4)事業者における消費者教育の推進	事業者においては、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を持った経営が求められます。また、消費者と事業者による健全な市場の実現のためには、消費者の意見等を生かした商品・サービスを提供するなど、消費者を重視した事業活動「消費者志向経営＊」を行うことが期待されています。 さらに、消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業員に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされています。そこで、事業者は従業員の年齢層に合わせて、巻き込まれやすい消費者トラブルの注意喚起や金融リテラシー向上に向けた金融経済教育等の従業員教育を実施することが必要です。 企業において消費者教育に取り組むことは、企業の社会的責任(CSR)の観点からも有意義であり、事業者団体等をととして、「消費者志向経営」やJ-FLECの講師派遣(出張授業)等の情報提供を行うとともに、情報交換を積極的に行うなど、企業における消費者教育を支援します。	○「みえ・くらしのネットワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従業員への消費者教育について、情報提供や意見交換を実施します。	○オンラインによる「みえ・くらしのネットワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従業員への消費者教育について、情報提供や意見交換を実施しました。	○引き続き「みえ・くらしのネットワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従業員への消費者教育について、情報提供や意見交換を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援（消費者教育推進計画）

2 消費者教育の担い手の育成とさまざまな主体との連携

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)消費者教育の担い手の育成	ア「消費者教育コーディネーター」の配置 消費生活相談に占める高齢者からの相談割合が増加しているとともに、成年年齢の引下げに伴い若年者の消費者被害拡大が懸念されていることから、今後、若年者や高齢者の被害拡大防止に向けた取組を一層進める必要があります。 県消費生活センターに「消費者教育コーディネーター」を配置することにより、消費者教育を全般的に企画・調整するとともに、特に学校現場と専門家との連携強化を図ることで、消費者教育を効果的に進めます。	○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、タイムリーな情報の提供に努めます。 ○青少年消費生活講座について、庁内担当課及び関係機関と連携して、学校における活用促進に努めます。	○チラシ、ラジオ、テレビ、SNSなどの媒体を通してあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、情報提供に努めました。 ○青少年消費生活講座について、庁内担当課及び関係機関と連携して、学校における活用促進に努めました。 青少年消費生活講座 36校・50回実施	○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、タイムリーな情報の提供に努めます。 ○青少年消費生活講座について、引き続き、庁内担当課及び関係機関と連携して、学校における活用促進に努めます。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
	イ「消費者啓発地域リーダー」の養成 地域における消費者教育・啓発を促進するため、養成講座を県内各地で開催し、「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、フォローアップ講座の開催や啓発資料を提供するなど、活動を支援します。 また、学生等が消費者問題に係る判断能力を身につけられるようにするとともに、若年層への消費者教育を推進するため、大学等と連携し、大学生等が消費者教育の担い手となる学生消費者リーダーを育成します。（再掲）	○消費者啓発地域リーダー養成講座を開催し、地域リーダーの新規養成増加に努めます。 ○学生リーダーを育成するための講座を実施します。	○会場参加とオンライン参加によるハイブリッド方式で消費者啓発地域リーダー養成講座を開催しました。 参加者計22名 新規リーダー登録人数6名 ○来年度の学生消費者リーダー育成にかかる講座実施に向け、大学と調整を行いました。	○消費者啓発地域リーダー養成講座を開催し、地域リーダーの新規養成増加に努めます。 ○大学生が学生リーダーとして小中学校において出前講座を実施します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
	ウ 教職員の指導力向上 学校現場において、消費者教育を推進するためには、教職員が常に変化する消費者トラブル事案等に関する基礎的な知識を身につけ、指導力を向上させる必要があります。このため、若年者の被害等の実態に応じた研修講座を継続的に実施するとともに、インターネットを活用した研修（ネットDE研修）を配信し、研修講座と組み合わせる視聴の推奨を行うなど、教職員の指導力向上を促します。	○自立した消費者を育成するため、教職員の指導力向上を図る研修を、6講座（集合研修3講座、遠隔研修3講座）実施します。 ○キャッシュレス化やインターネット上での売買など消費生活が多様化するなか、児童生徒が消費者トラブルの被害者ばかりではなく、闇バイトや特殊詐欺等の加害者になる可能性があるなかで、これらを未然に防ぐために教職員の知識技能および授業力の向上が不可欠です。また、令和4年に施行された成年年齢引き下げをふまえ、自立した消費者を育成するための主体的な学びにつながる研修を、人権教育研修や特別支援教育研修、生徒指導研修の他、情報教育研修において実施します。 ○オンデマンド型研修「ネットDE研修」では、消費者教育に係る教材を引き続き配信します。	○計画に基づき計6講座を実施しました。受講対象者のニーズや校務状況に配慮し、対面での演習を取り入れた集合研修と遠隔研修を効果的に組み合わせることで、より多くの教職員の参加に結びつけることができました。 ○成年年齢の引き下げに適切に対応し、自立した消費者の育成に向けた「主体的な学び」を促すため、人権教育、特別支援教育、生徒指導、および情報教育の各研修の中に消費者教育の視点を組み込み、教職員が多面的に消費者教育について学べるよう普及・充実を図りました。研修後のアンケートからは、児童生徒に接する教職員が消費者問題の現状を知り、その危険性を認識して対応に当たろうとする意識が高まったことが確認されました。 ○オンデマンド型研修「ネットDE研修」において、消費者教育に係る研修動画の継続配信を行いました。	○消費者教育を推進するため、教職員の指導力向上を図る研修において、情報教育研修、外国人児童生徒教育研修、特別支援教育研修等を実施します（延べ5講座）。 ○新たに生成AIによるディープフェイクを扱い、児童生徒のインターネットにおける消費者被害のみならず加害の未然防止を目的とした研修講座を実施します。また、成年年齢引き下げをふまえ、多様な背景を持つ児童生徒の主体的な学びにつながるよう、各研修において消費者教育の視点を一層重視します。 ○オンデマンド型研修「ネットDE研修」では、消費者教育に係る研修動画を引き続き配信します。	教育委員会事務局 （研修推進課）
(2)さまざまな主体との連携による消費者教育の推進	消費者が主役となる消費者市民社会の実現のため、市町や県民、消費者団体、事業者団体、NPO、学校等の教育関係者、福祉関係者など、さまざまな主体と連携、協働することにより、効果的に消費者教育を推進します。 また、消費者がどこに住んでいても消費者教育を受けられるよう、市町や学校等の消費者教育の取組を支援します。	○オンライン形式により「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。	○オンラインで「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県消費生活センターが行う消費者啓発活動について情報提供を行いました。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図りました。 ○学校や地域の自治会等において出前講座を実施しました。	○オンライン形式により「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。 ○引き続き学校や地域の自治会等において出前講座を実施します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援(消費者教育推進計画)

3 合理的な消費行動の推進

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)情報提供や学習の場の提供	県消費生活センターでは、消費者が商品やサービスの内容を十分理解したうえで、自主的判断に基づいた消費生活を営むことができるよう、消費者庁と連携し、商品やサービスに関する安全情報や消費者トラブルの事例等について、ホームページやSNS、出前講座、講演会等、消費者が利用しやすい手段や方法で情報提供します。 また、各地の消費生活センター等につながる全国共通の「消費者ホットライン」(「188」番)や最寄りの警察本部等の相談窓口につながる全国共通の「警察相談専用電話」(「＃9110」番)の周知を図るとともに、消費者団体、事業者団体、行政等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」における連携を強化し、各団体間の情報共有や各地域で開催されるイベントへの出展など、消費者トラブル防止に向けた啓発活動を推進します。 さらに、県消費生活センター展示ホールの展示物や消費生活にかかる書籍、DVD、パンフレット等を充実させ、学習の場や啓発物品等を提供します。	○消費者一人ひとりが消費者市民社会の一員として行動できるような取組(講演会・セミナー等)を実施します。 ○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行とともに、Webサイトを中心に、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 ○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した取組を行います。 ○消費者が啓発活動を行う際に活用できるように、県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実します。	○消費者月間における講演会を「未来を変えるお金のつかい方～明日の地球のために、消費者にできること～」をテーマに開催しました。(参加者207名) ○チラシ、ラジオ、テレビ、SNSなどの媒体を通してあらゆる世代に対して消費者ホットライン等の啓発を行いました。また、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、情報提供に努めました。 ○県内大型ショッピングセンターや各種団体が行うイベント等に出展し、啓発を行いました。	○消費者一人ひとりが消費者市民社会の一員として行動できるような取組(講演会・セミナー等)を実施します。 ○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行とともに、Webサイトを中心に、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 ○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した取組を行います。 ○消費者が啓発活動を行う際に活用できるよう、県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
(2)金融リテラシー向上に向けた消費者教育の推進	決済手段や取引環境の多様化・複雑化や、成年年齢の引下げ等を背景に、一人ひとりが金融リテラシーを身につける必要性が高まっています。 投資詐欺等に騙されず、経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るためには、家計管理や生活設計といった基本的な金融知識に加え、クレジットカード、各種ローン等の金融トラブル防止のための知識を習得することなどにより、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行う必要性を理解するなど金融リテラシーを向上させていくことが重要です。 また、金融経済教育を通じて金融リテラシーを高めることは、一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイングの向上につながります。 三重県金融広報委員会と連携し、J-FLECによる講師派遣(出張授業)や学習教材の利用を促進するとともに、学校等における生徒等の発達段階に応じた金融経済教育の研修・実践を支援するため、金融経済教育研究校の委嘱を行うなど、企業や学校等における金融経済教育の実施を支援します。(再掲)	○三重県金融広報委員会と連携し、J-FLECによる講師派遣(出張授業)や学習教材の利用を促進するとともに、学校等における生徒等の発達段階に応じた金融経済教育の研修・実践を支援するため、金融経済教育研究校の委嘱を行うなど、企業や学校等における金融経済教育の実施を支援します。	○三重県金融広報委員会と連携し、J-FLEC講師を学校や公民館等へ派遣し、受講者の年代に応じた金融経済教育を実施しました。(派遣箇所94カ所、派遣回数98回、参加者2,768人) ○おかね絵本「かえた かえた」の読み聞かせ会及びワークショップの開催や遊びを通して、お金の役割や流れを学ぶことができるイベントやセミナーを開催するなど、親子で学べるイベントを開催しました。	○三重県金融広報委員会と連携し、J-FLECによる講師派遣(出張授業)や学習教材の利用を促進するとともに、学校等における生徒等の発達段階に応じた金融経済教育の研修・実践を支援するため、金融経済教育研究校の委嘱を行うなど、企業や学校等における金融経済教育の実施を支援します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
(3)カスタマーハラスメント防止に向けた対策	顧客等から従業員への暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為であるカスタマー・ハラスメントを防止するため、条例の制定や指針の整備等を行います。 また、自立した消費者として、事業者側に適正な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について、出前講座の実施や啓発チラシの配布等による消費者教育・啓発を行います。	○自立した消費者として、事業者側に適正な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について、出前講座の実施や啓発チラシの配布等による消費者教育・啓発を行います。	○カスタハラ防止にかかる啓発冊子の配布のほか、学生や高齢者等に向けた出前講座の中で、消費者が事業者側に対して正当な意見を適正な方法で伝えるポイント等について、消費者教育・啓発を行いました。	○自立した消費者として、事業者側に適正な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について、出前講座で教育するとともに、イベント等において啓発グッズ等を配布して啓発を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○令和8年度上半期の条例制定をめざして検討を進めるとともに、条例の解説などを盛り込んだ指針の整備を進めます。また、条例の制定を待たずとも実施できる取組として、相談窓口の設置、セミナーの開催、アドバイザー派遣等による事業者向けの支援や出前講座による就業者向けの支援、チラシ等による県民向けの周知・啓発を順次実施していきます。	○カスタマー・ハラスメント防止対策に関する事業者向けの相談窓口の設置、セミナーの開催、アドバイザー派遣や、就業者向けにカスタマー・ハラスメントへの対応力の向上を目的とした出前講座を行うとともに、条例の中間案について令和8年3月からパブリックコメントを実施しました。	○条例の制定と令和9年4月からの施行をめざし、条例案と指針の検討を進めるとともに、シンポジウムの開催などによる周知・啓発、事業者向けにカスタマー・ハラスメント防止対策に関する相談窓口の設置、セミナーの開催、アドバイザー派遣等を行い、就業者向けにはカスタマー・ハラスメントへの理解と対応力を向上させるための出前講座を実施します。	雇用経済部 (雇用対策課)

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)社会的課題に配慮した消費行動の促進	ア 社会的課題に配慮した消費行動の普及啓発 フェアトレード認証商品や福祉事業所等の製品等を選ぶことは、開発途上国の生産者や労働者、障がいのある人の支援と自立への後押しにつながります。 消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら日々の消費行動を行うことは、消費者市民社会の形成にとって重要です。 環境関連イベント等への出展や市町、関係機関、団体等との連携を通じて、県民の皆さんのエシカル消費に係る認知度や関心を高め、エシカル消費につながる行動をとることができるよう普及啓発を推進します。また、県自らがフェアトレード認証商品を優先的に選択するなど、エシカル消費の考え方をふまえた物品調達についても検討を行っています。 学校教育においては、環境教育等と関連付けたSDGsの学習や、フェアトレードの取組等から公平・公正を考える学習等をおとして、エシカル消費等の消費行動を実践できる態度を育成していきます。	○高校等における取組の促進や県内大型ショッピングセンターにおけるイベントや環境フェア等の出展によりエシカル消費の普及啓発に取り組めます。 ○社会的課題の解決を考慮し、課題に取り組む事業者を応援しながら消費行動を行うことができるよう、引き続き実践的・体験的な学習活動の充実に努めます。 ○公民科等、関係する教科が連携し、自立した消費者として、生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深められるような授業の充実に努めます。 また、消費者教育コーディネーター等も活用しながら、生徒が消費者の権利と責任を意識して行動し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を主体的に実践できる力を養います。	○県内の私立学校に、フェアトレード認証を受けたボールの配布を行い、授業等での活用を呼び掛けることで、学校でエシカル消費について学習する機会を提供しました。 ○ショッピングセンターにおけるイベントや環境フェアにブースを出展し、パネル展示や啓発物品の配布を行うことで、エシカル消費の普及啓発を図りました。また、エシカル消費に係る県民参加型啓発CMをSNSなどで配信を行いました。	○県内大型ショッピングセンターにおけるイベントや環境フェア等の出展や啓発CMの配信によりエシカル消費の普及啓発に取り組めます。 ○社会的課題の解決を考慮し、課題に取り組む事業者を応援しながら消費行動を行うことができるよう、引き続き実践的・体験的な学習活動の充実に努めます。 ○公民科等、関係する教科が連携し、自立した消費者として、生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深められるような授業の充実に努めます。 また、消費者教育コーディネーター等も活用しながら、生徒が消費者の権利と責任を意識して行動し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を主体的に実践できる力を養います。	環境生活部(くらし・交通安全課)
	イ 国際理解教育との連携 国際理解教育は、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、環境や資源など地球規模の社会問題を考えさせることをねらいとしており、国内外の社会情勢および地球環境に与える影響を自覚させることは、消費者教育を行ううえで重要です。 外国語指導助手(ALT)をはじめ、地域に暮らす外国の人たちとのコミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。 また、ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。	○持続可能な社会の実現のために消費者のとるべき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を実践する消費者市民社会の構築に向けた取り組みを進める中で、SDGsの推進など国際的な取組への理解を促します。 ○令和7年度に実施されるオンライン国際交流は、県内の公立中学校4校の約410名が、海外の同年代の生徒と英語を用いて交流する機会を創出します。1人1台端末を活用し、少人数同士で交流することで、生徒が英語を使って自分の思いや考えを伝えようとする機会を十分に確保するとともに、リアルタイムでの交流で、アジアをはじめとする様々な地域に暮らす外国の人たちとのコミュニケーションを図る機会となります。生徒たちは互いの文化や生活習慣について紹介し合いながら、英語によるコミュニケーション能力を高めるだけでなく、異なる価値観や生き方に触れることで、多様な文化的背景を持つ人々や地球規模の課題に対する関心を育むことができます。ALT(外国人指導助手)等を活用した市町独自のオンライン国際交流の取組を推進していくために、県内のオンライン国際交流の成果や課題、好事例等を発信していきます。○ユニセフ等のさまざまな機関の取組を小中学校等に周知します。	○出前講座において、「消費者市民社会」の考え方についての情報提供を行い、理解の促進を図りました。 ○エシカル消費に係る県民参加型啓発CMを、SNSやテレビなどで配信を行うとともに、環境フェアに出展し、パネル展示や啓発物品の配布を行うことで、SDGsの推進など国際的な取組への理解を促しました。 ○自己紹介や互いの国の文化・生活習慣について伝え合う交流が行われ、当初は緊張が見られた生徒たちも、1人1台端末を活用して積極的にコミュニケーションを図ろうと、楽しそうに取り組む様子が見られました。交流後には、「もっと聞き取ったり、話したりできるようにになりたい」「もっと英語を勉強したい」といった、自身の英語力向上に対する強い意欲を示す感想が多く聞かれました。生徒たちが英語を使って自分の思いや考えを伝え、異なる価値観や生き方に触れる貴重な機会となりました。 ○今後の課題としては、今回の取組で得られた成果や好事例を、未実施の市町にも広く周知し、横展開を図ることです。市町独自での予算確保が難しい場合でも、外部委託に依存せず、持続可能かつ自律的にオンライン国際交流を実施できる効果的な取組モデルとノウハウを、県として提示していくことが求められます。	○持続可能な社会の実現のために消費者のとるべき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を実践する消費者市民社会の構築に向けた取り組みを進める中で、SDGsの推進など国際的な取組への理解を引き続き促します。 ○本年度も継続してオンライン国際交流の機会を提供します。これまでの「海外校国際交流事業」(公立中学校等の生徒と海外の同年代の生徒をつなぐ交流)に加え、新たに「留学生国際交流」(公立中学校等の生徒と国内に在住する留学生をつなぐ交流)に取り組めます。この新たな取組により、より多くの生徒が身近な環境で異文化に触れ、英語によるコミュニケーションを実践する機会を創出します。 ○「留学生国際交流」では、県教育委員会が県内人材を活用した取組として構築することで、市町にとって持続可能なノウハウを提供できるよう努めます。 ○これらの多様なオンライン交流を通じて、生徒が英語を用いて自身の思いや考えを積極的に表現しようとする意欲を高め、英語学習への関心を一層深めることで、その学びの質を向上させることを目指します。また、さまざまな背景を持つ人々と交流することで、国際的な視野を広げ、多様性を尊重する心を育み、未来を担うグローバル人材の育成に繋がることを期待しています。	環境生活部(くらし・交通安全課)
					教育委員会事務局(小中学校教育課)
(2)環境に配慮した消費行動の促進	ア 環境に配慮した消費行動への取組 グリーン購入の取組や、企業・学校・行政の連携による、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムを実施するとともに、「脱炭素社会の実現」「気候変動」「プラスチックごみ問題」「食品ロス」など環境的課題をテーマに取り入れた県民向け環境講座等を通じて、環境に配慮した消費行動の啓発を行います。 また、自動車やバイクによる通勤から、公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を進めます。 ○毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めます。	○県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、省エネ家電への買い替えや、脱炭素につながる製品・サービスの社会実装につなげるみえデコ活の普及啓発を実施します。 ○自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を進めます。 ○毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めます。	○県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、省エネ家電への買い替えや、脱炭素につながる製品・サービスの社会実装につなげるみえデコ活の普及啓発を実施しました。 ○自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を進めました。 ○毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めました。	○県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素につながる製品・サービスの社会実装につなげるみえデコ活の普及啓発を実施します。 ○自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を進めます。 ○毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めます。 ○「脱炭素社会の実現」「気候変動」「資源循環」「食品ロス」など環境的課題をテーマに取り入れた県民向け環境講座等を通じて、環境に配慮した消費行動の啓発を行います。 ○グリーン購入の取組により、環境に配慮した消費行動を啓発していきます。 ○企業、学校、行政の連携により、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラム「みえこどもエコ活動」を実施します。	環境生活部(地球温暖化対策課)

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援（消費者教育推進計画）

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
		○ワンウェイプラスチックの使用削減に向け、県庁舎等へのウォーターサーバーの設置を促進するほか、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の普及により、事業者自らによる「資源のスマートな利用」の促進に取り組みます。 また、楽しみながらできる取組による継続的な散乱ごみ対策を通じて、マイクロプラスチックも含めた海洋プラスチックごみ対策を進めるとともに、さまざまな主体間の連携を通じて、伊勢湾流域圏で広域的な海洋ごみの発生抑制対策に取り組みます。	○ワンウェイプラスチック使用削減に向け、県庁舎等へウォーターサーバーを追加設置し、令和7年度末時点の累計で500mlペットボトル約262,000本の削減を行いました。 ○「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」への登録を呼びかけ、県内事業所の「資源のスマートな利用」を促進しました。（令和7年度末時点登録数1,338事業所） ○海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用し県民の環境美化活動を促進しました。（令和7年度末時点延べ16,462人） ○伊勢湾流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策として、9月20日から11月30日までを「伊勢湾流域圏の一斉清掃」の期間とするなど海岸、河川等における清掃活動の広域的な連携を目的とした「森・川・海の伊勢湾クリーンアップ大作戦」への参加を促進しました。（令和7年度参加者数26,686人）	○ワンウェイプラスチックの使用削減に向け、マイバッグ・マイボトルの利用を促進するほか、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」を普及し、事業者自らによる「資源のスマートな利用」の促進に取り組みます。 ○継続的な散乱ごみ対策を通じて、マイクロプラスチックも含めた海洋プラスチックごみ対策を進めるとともに、さまざまな主体間の連携を通じて、伊勢湾流域圏で広域的な海洋ごみの発生抑制対策に取り組みます。	環境生活部 （資源循環推進課）
		○庁内関係課と連携し、環境フェア等の機会も活用して環境に配慮した消費活動の啓発に取り組みます。また、未就学の幼児や低学年の小学生向けに環境に配慮した消費活動の重要性が体験できる啓発を行います。	○環境フェアに出展し、パネル展示や啓発物品の配布を行うことで、環境に配慮した消費活動の啓発を実施しました。また、エンカル消費に係る県民参加型啓発CMをSNSなどで配信を行いました。 ○県で作成したエンカル消費に関する啓発チラシ等を、県内の大型ショッピングモール等での街頭啓発の際に配布しました。 ○県立大型児童館「みえこどもの城」において、「かえっこキッズタウン～お金のやくわりをまなぼう！～」を実施し、エンカル消費に関するパンフレットなどの資料提供コーナーを設置しました。	○環境フェアやショッピングモール等におけるブース出展を通して、環境に配慮した消費活動の啓発に取り組みます。 ○未就学の幼児や低学年の小学生向けに環境に配慮した消費活動の重要性が体験できる啓発を行います。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
	イ 環境教育との連携 県内全ての幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校で、特に「学校環境デー（6月5日）」を中心として、地域の実情に応じた、工夫した取組を行います。また、「ESD＊（持続可能な開発のための教育）推進の手引き」（改訂版）や、学習指導要領においても触れられている「持続可能な社会の創り手」の育成について、周知および取組を進めます。 小中学校では、異学年や幼稚園・小中学校間等の連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動をとおして、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。 県立高等学校では、「県立学校環境マネジメント」に基づき環境教育・環境保全活動に取り組みます。また、引き続き環境教育に関する全体計画を作成し、家庭・地域・企業等と連携しながら、創意工夫ある活動を行い、生徒の環境学習に取り組む意欲を一層高めるとともに、ESDを推進し、現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、実践的で探究的な環境学習を推進します。 県立特別支援学校では、具体的な活動を通して学習することが効果的なことから、環境保全につながる体験活動などさまざまな学習場面において環境教育を推進します。	○県内全ての幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校で、特に「学校環境デー（6月5日）」を中心として、地域の実情に応じた、工夫した取組を行い、「持続可能な社会の創り手」の育成をめざします。また、小中学校の取組のうち、創意工夫ある取組を県ホームページに掲載することで、県内の環境教育を推進します。	○県内の各小中学校では、6月5日の学校環境デーの取組を中心として、ごみの分別やリサイクル等の啓発活動、再生可能エネルギーや節電していくことの意義等についての意見交流、地域の清掃活動や動植物の保護活動等の創意工夫ある活動が行われました。 このような活動を通して、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図りました。	○県内全ての幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校で、「学校環境デー（6月5日）」を中心として、地域の実情に応じた、工夫した取組を行い、「持続可能な社会の創り手」の育成をめざします。また、小中学校の取組のうち、創意工夫ある取組を県ホームページに掲載することで、県内の環境教育を推進します。	教育委員会事務局 （小中学校教育課）
		○「学校環境デー」の取組 県立学校で、環境教育に関する全体計画を作成し、「学校環境デー」を中心とした時期に、生徒が環境保全への意識を高め、家庭・地域・企業等と連携しながら、創意工夫ある活動を行い環境学習に取り組む意欲を一層高めることをとおして、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。 ○県立学校における環境マネジメントの取組 すべての県立学校で独自の「県立学校環境マネジメント」を作成し、平成17（2005）年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図っており、引き続き取り組んでいきます。	○「学校環境デー」の取組 県立学校で、生徒の環境保全への意識を高める活動に取り組みました。例えば、県立松阪高等学校では、学校図書館に環境問題に関する本のコーナーを設置し、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」「脱炭素社会」を取り上げて資料を展示し、生徒の意識啓発に努めました。 ○県立学校における環境マネジメントの取組 すべての県立学校では独自の「県立学校環境マネジメント」を作成し、環境教育および環境保全活動を実施しています。	○「学校環境デー」の取組 県立学校で、環境教育に関する全体計画を作成し、「学校環境デー」を中心とした時期に、生徒が環境保全への意識を高め、家庭・地域・企業等と連携しながら、創意工夫ある活動を行い環境学習に取り組む意欲を一層高めることをとおして、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。 ○県立学校における環境マネジメントの取組 すべての県立学校で独自の「県立学校環境マネジメント」を作成し、平成17（2005）年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図っており、引き続き取り組んでいきます。	教育委員会事務局 （高校教育課）
		○県立特別支援学校では、「学校環境デー（6月5日）」をはじめ年間を通じて、学校生活のさまざまな場面で具体的な体験をとおして環境の保全や課題について学習します。特に児童生徒の身近な課題として、節水・節電、ゴミの分別、学校内外での清掃活動、空き缶や牛乳パックのリサイクル活動など環境に配慮した暮らしについての学習に引き続き取り組みます。	○県立特別支援学校では、「学校環境デー（6月5日）」をはじめ年間を通じて、牛乳パックやペットボトルキャップ、空き缶などのリサイクルを実施したり、教室の移動時に電気のスイッチをこまめに消したりするなど、学校生活のさまざまな場面で具体的な体験をとおして環境の保全や課題について学習しました。	○県立特別支援学校では、引き続き「学校環境デー（6月5日）」をはじめ年間を通じて、児童生徒の身近な課題について学校生活のさまざまな場面で具体的な体験をとおして学習します。また「生活」「社会」「理科」「職業・家庭」などの教科においても、環境教育に係わる取組を推進します。	教育委員会事務局 （特別支援教育課）
（3）食育と食品ロス削減に向けた取組	ア 食育との連携 食育については、「食育基本法」に基づき推進されていますが、食への感謝の念や地産地消の推進、食品ロス削減等の取組は、持続可能な社会の形成をめざす消費者教育の課題でもあるため、関係機関が連携し、食育と消費者教育との連携に努める必要があります。 学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産業に対する理解を深めるとともに、学校給食に活用しやすい地場産物を使用した商品開発を実施していきます。 また、学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、引き続き、各学校における食育推進組織の充実を	○子どもたちの農林水産業に対する理解を深めるとともに、学校給食における地場産物の利用割合を向上させるために県産食材を使用した一次加工品の開発や栄養教諭向けの食育委教材を作成します。 また、学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産業に対する理解を深めます。 地産地消については、食品事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンを通じて県産農林水産物の魅力を発信し、日常の食生活等における活用を推進します。	○子どもたちの農林水産業に対する理解を深めるとともに、学校給食における地場産物の利用割合を向上させるため、学校給食会と連携し、県産食材を使用した一次加工品（かぼちゃペースト）の開発や栄養教諭向けの食育教材（はくさい）を作成しました。 また、学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産業に対する理解を深めました。 地産地消については、みえ地物一番協賛事業者による「みえ地物一番の日」キャンペーンを通じて県産農林水産物の魅力を発信し、日常の食生活等における活用を推進しました。（協賛事業者数1,004事業者、1,557店舗）	○子どもたちの農林水産業に対する理解を深めるとともに、学校給食における地場産物の利用割合を向上させるために県産食材を使用した一次加工品の開発や栄養教諭向けの食育教材を作成します。 ○学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産業に対する理解を深めます。 ○地産地消については、食品事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンや農林漁業体験等を通じて県産農林水産物の魅力を発信し、日常の食生活等における活用を推進します。	農林水産部 （フードイノベーション課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援（消費者教育推進計画）

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
	働きかけます。 地産地消については、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することで、自らの生活や地域のあり方を消費者に見つめ直してもらうことが重要です。そのため、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンにより、県産農林水産物の取扱を定期的にクローズアップし、食材の魅力を伝え、日常の食生活等における活用を推進するとともに、農林漁業体験活動等により、食への理解と感謝の念を醸成することで、食品ロス削減につなげていきます。	○「みえ地物一番給食の日」の取組を県内市町の小・中学校、県立特別支援学校で実施し、成果についてホームページで公表します。本取組をきっかけに、定期的に地場産物を学校給食に取り入れ、それを活用した食育の取組を推進するようはたらきかけます。 ○県農林水産部と連携し、地場産物を活用した加工食品の開発に向けて、学校の栄養教諭等と協力し検討していきます。また、その情報について、市町等教育委員会にも情報共有し、学校の地場産物活用の支援につなげていきます。 ○未利用食材を活用する事業について市町等教育委員会に紹介するとともに、学校給食での活用や食を通じた地域の理解が進むよう、食育の一層の推進を図ります。 ○学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、市町等教育委員会担当者会で各学校における食育推進組織の重要性について説明します。 ○県内学校における食品ロス削減を含めた食育の取組の好事例を三重県ホームページに掲載し、市町等教育委員会担当者会において紹介します。 ○地域での食育の推進支援事業などをとおして、食品廃棄・食品ロス削減の広がりや充実につなげていきます。 ○児童生徒が主体的に学び、食への課題解決に向けて行動する態度を育成するために、地域の生産者や専門家等と連携し、体験的な食育の取組を行います。	○学校給食の地場産物の活用を通して、児童・生徒が興味・関心をもつよう、「みえ地物一番給食の日」を実施しました。地場産物をテーマにした授業や啓発活動等の取組により、食に関する指導の充実、また、家庭・地域への発信にもつながりました。実施した献立や取組についてはホームページに掲載し紹介しました。 ○地場産品導入促進検討会において、学校給食に活用しやすい地場産物使用商品の検討を行いました。地場産物の生産量減少や物価高騰による食材費の値上がりにより、学校給食への提供が難しくなった食材もあるため、栄養教諭等と事業者の意見交換により、安定した学校給食への活用推進に向けて取組を進めることができました。 ○未利用食材の活用について、学校給食での活用や食を通じた地域の理解が進むようフードイノベーション課と連携して作成したスライド教材を、市町等教育委員会に紹介しました。 ○学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、市町等教育委員会担当者会で各学校における食育推進組織の重要性について説明しました。 ○県内の学校から提出された「食育月間の取組」「食育月間以外の取組」についての好事例を三重県ホームページに掲載し、食品ロス削減にかかわる取組の好事例を市町教育委員会担当者会において紹介しました。 ○地域での食育の推進支援事業として、県立特別支援学校2校で、児童生徒が主体的に学び、食への課題解決に向けて行動する態度を育成するための体験学習や生産者との出会い学習を行いました。この取組を通じて食への理解を深めるとともに、食への	○「みえ地物一番給食の日」の取組を県内市町の小・中学校、県立特別支援学校で実施し、成果についてホームページで公表します。本取組をきっかけに、定期的に地場産物を学校給食に取り入れ、それを活用した食育の取組を推進するようはたらきかけます。 ○県農林水産部と連携し、地場産物を活用した加工食品の開発に向けて、学校の栄養教諭等と協力し検討していきます。また、その情報について、市町等教育委員会にも情報共有し、学校の地場産物活用の支援につなげていきます。 ○未利用食材の活用について市町等教育委員会に紹介するとともに、学校給食での活用や食を通じた地域の理解が進むよう、食育の一層の推進を図ります。 ○学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、市町等教育委員会担当者会で各学校における食育推進組織の重要性について説明します。 ○県内の学校から提出された「食育月間の取組」「食育月間以外の取組」について、三重県ホームページに掲載し、食品ロス削減にかかわる食育の取組の好事例を市町等教育委員会担当者会において紹介します。 ○児童生徒が主体的に学び、食への課題解決に向けて行動する態度を育成するために、地場産物の給食への活用と実践的食育学習を一体的に支援する「食育推進ワンストップパッケージ事業」を実施し、その成果を県内各地に展開します。この取組をとおして食品廃棄・食品ロス削減の意識の向上につなげます。	教育委員会事務局 （保健体育課）
	イ 食品ロス削減に向けた取組 食品ロスを削減していくため、県、市町、事業者、消費者等のさまざまな主体がこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ります。このため、食品ロス削減月間等の全国的な取組をはじめ、さまざまな機会をとらえ、効果的な啓発活動を実施します。 また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくため、「三重県食品提供システム（みえ〜る）」により、食品提供企業とフードバンク団体等をつなぎ、ネットワーク化を促進する取組等を行います。	○食品ロスの削減を継続的に進めていくため、生活困窮者支援にもつながる「三重県食品提供システム（みえ〜る）」の参加団体の拡大に取り組みます。 ○県内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の食品関連事業者と連携して、「すぐ食べるのなら、期限の近い食品から順番にとってね」と呼びかけるレールポップやポスターの掲示による食品ロス削減の啓発活動を行います。 ○外食時の食べ残し等の削減を目的として、三重県内の飲食店において、県が作成した啓発物品（箸袋）を、料理提供時に来店客に配布し、食品ロス削減を呼びかけます。 ○県の実施するイベントにおいて、フードドライブを実施し、フードバンク団体に食品を提供することで、県民の皆様に食品ロス削減の意識を持っていただくと共に、フードバンク団体への支援を行います。 ○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進等の普及啓発等について、市町や飲食店等と連携して取り組みます。	○食品ロスの削減を継続的に進めていくため、生活困窮者支援にもつながる「三重県食品提供システム（みえ〜る）」の参加団体の拡大に取り組みました。 ○県内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の食品関連事業者と連携して、「すぐ食べるのなら、期限の近い食品から順番にとってね」と呼びかけるレールポップやポスターの掲示による食品ロス削減の啓発活動を行いました。 ○外食時の食べ残し等の削減を目的として、三重県内の飲食店において、県が作成した啓発物品（箸袋）を、料理提供時に来店客に配布し、食品ロス削減を呼びかけました。 ○県民への食品ロス削減意識の向上と、生活困窮者支援を目的として、県の実施するイベントにおいて、フードドライブを実施し、マニュアルを作成しました。集められた食品は、県内の社会福祉協議会を通して、こども食堂や、生活困窮者等へ配布されました。 ○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進等の普及啓発等について、市町や飲食店等と連携して取り組みました。	○食品ロスの削減を継続的に進めていくため、生活困窮者支援にもつながる「三重県食品提供システム（みえ〜る）」の参加団体の拡大に取り組みます。 ○県民の食品ロス削減意識の向上と、生活困窮者支援を目的として、県内の企業・団体・市町等に対して、県が作成したフードドライブ実施マニュアルを用いた普及啓発や、必要な資機材の貸出を行い、県内でのフードドライブを展開します。 ○県民の食べ物を無駄にしない意識の醸成を目的として、学校で使用できるデジタル教材を制作し、県内の学校授業での活用を推進するとともに、県民向けの食品ロス削減普及啓発動画を制作し、広く県内の行動変容を後押ししていきます。 ○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進等の普及啓発等について、市町や飲食店等と連携して取り組みます。	環境生活部 （資源循環推進課）
		○環境フェアに出展し、人や社会、地域、環境に配慮した倫理的消費（エシカル消費）について啓発するほか、消費生活出前講座やさまざまなイベント等の実施の際に、食品ロス削減の取組についても情報提供を行います。	○環境フェアに出展し、パネル展示や啓発物品の配布を行い、食品ロスの削減の取組について紹介しました。 ○県内の大型ショッピングモール等での啓発の際に、エシカル消費に関するチラシ等を配布しました。	○食品ロス削減にかかる啓発のため、環境フェアなどさまざまなイベントの際に、啓発冊子等の配布などを通して情報提供します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
		○「食育ノート」を活用した普及啓発や食育に関するイベントでのパネル展示、新聞等の広告枠での記事掲載など、様々な機会を捉えて食品ロス削減を啓発します。	○量販店における「食育ノート」の配布や県民ホール等でのパネル展示、新聞等の広告枠やフリーペーパーへの記事掲載など、様々な機会を捉えて食品ロス削減を啓発しました。	○「食育ノート」を活用した普及啓発や食育に関するイベントでのパネル展示、新聞等の広告枠での記事掲載など、様々な機会を捉えて食品ロス削減を啓発します。	農林水産部 （フードイノベーション課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導	ア「三重県食品監視指導計画」に基づく取組 食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 また、観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導します。 さらに、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	○食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等に対し重点的に監視指導を行います。 ○観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 ○食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を適切に導入し運用できるよう、支援を行います。また、導入済施設については、適切に運用されていることを確認します。	○「食品衛生法」、「三重県食品監視指導計画」に基づき、監視指導を行いました。（重点的に監視する必要がある施設：743施設、その他の施設：7667施設） ○発症すると重症化の可能性がある腸管出血性大腸菌や、近年、増加傾向にあるカンピロバクターによる食中毒の発生を防止するため、食肉等の取扱施設の重点的な監視指導を行うとともに、鶏肉を取扱う施設への指導啓発を実施しました。 ○ノロウイルスによる食中毒は冬期に発生が多いことから、年末一斉監視時等に、飲食店、集団給食施設および食品製造業等を重点的に監視指導し、ノロウイルスによる食中毒の発生防止対策の強化を図りました。 ○令和3年6月に義務化されたHACCPに沿った衛生管理について、定期的な立入検査や営業許可更新等の機会に、一般的な衛生管理と合わせて適切に行っていることを確認しました。また、関係団体と連携し、食品衛生責任者再講習等の講習会（356回）や監視指導を通じて、制度の周知・導入支援や、適切な運用についての指導を実施しました。	○食中毒の発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食肉および食鳥肉の取扱施設、食品製造業等に対し重点的に監視指導を行います。 ○観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 ○食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を適切に導入し運用できるよう、支援を行います。また、導入済施設については、適切に運用されていることを確認し、必要に応じて、事業者が自ら適切な衛生管理の実施を継続できるよう助言・指導を行います。	医療保健部（食品安全課）
	イ 農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等の適正使用 農薬の販売業者や使用者、肥料の生産業者や販売業者に対して立入検査・指導を実施するとともに、適正使用のための情報提供や指導を行います。 また、安全・安心な畜水産物を消費者に提供するため、飼料および飼料添加物並びに動物・水産用医薬品の販売業者に対しては、適正な流通について監視・指導を行うとともに、生産者に対しては、飼料等や動物・水産用医薬品の適正な使用および管理について、監視・指導を行います。	○農薬や肥料の販売事業者等による農薬・肥料の適正な流通に向け、特に通報に基づく疑義案件に対する監視指導に注力して取り組みます。 ○生産資材の使用者に対して、適正利用の知識と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発を行います。	○農薬・肥料の適正な使用および流通を進めるため、農薬販売業者への立入検査を24件、肥料生産業者・販売業者への立入検査を25件実施しました。 ○農薬使用者や農産物直売所責任者等を対象に、農薬の適正使用に関する研修会を520回開催し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正な使用について指導を行いました。	○農薬や肥料の販売事業者等による農薬・肥料の適正な流通に向け、特に通報に基づく疑義案件に対する監視指導に注力して取り組みます。 ○生産資材の使用者に対して、適正利用の知識と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発を行います。	農林水産部（農産物安全・流通課）
		○養殖業者に対して、水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を行います。	○養殖業者に対して、医薬品使用状況調査、巡回、講習会などにより、水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を実施しました。	○安全・安心な水産物を消費者に提供するため、水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を実施します。	農林水産部（水産振興課）
		○飼料・飼料添加物販売業者への立入検査や動物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 ○畜産農家への飼料や動物用医薬品使用に対する監視指導を実施します。	○動物（水産）用医薬品や飼料の適正な流通を確保するため、令和7年度から令和9年度の3年間で県内全ての動物（水産）用医薬品、飼料および飼料添加物販売業者の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査等を実施しました（動物（水産）用医薬品の販売業者43件、飼料及び飼料添加物の販売業者28件）。その結果、違反事例はありませんでした。 ○動物用医薬品や飼料等の適正使用により安全な畜産物が生産されることを目的に、令和7年度から令和10年度の4年間で県内全ての畜産農場の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査と指導を実施しました（畜産農家102件）。その結果、違反事例はありませんでした。	○安全・安心な畜産物を消費者に提供するため、飼料・飼料添加物販売業者への立入検査や動物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 ○畜産農家への飼料や動物用医薬品使用に対する監視指導を実施します。	農林水産部（家畜防疫対策課）
ウ「米トレーサビリティ法」に基づく取組 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀事業者に対する立入調査を実施します。	○米穀の適正な流通を図るため、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者を中心に立入調査を実施します。		○米穀取扱事業者24件に対する調査を実施し、米穀が適正に流通していることを確認しました。	○米穀の適正な流通を図るため、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者を中心に立入調査を実施します。	農林水産部（農産物安全・流通課）
エ コンプライアンス意識の向上の取組 事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図ります。	○食に関する不適正な事案の発生を抑止するため、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します（開催予定：10月頃）。	○食に関する不適正な事案の発生を抑止するため、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します（開催予定：10月頃）。	○食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を図るため、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に、食品添加物や原料原産地表示に関する研修会を開催しました（開催日：10月21日、WEB・対面併用、参加者数：42名）。	○食に関する不適正な事案の発生を抑止するため、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します（開催予定：10月頃）。	農林水産部（農産物安全・流通課）
	○食に関する不適正な事案の発生を抑止するため、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します（開催予定：10月頃）。		（農産物安全・流通課と同じ）	（農産物安全・流通課と同じ）	医療保健部（食品安全課）
	○食に関する不適正な事案の発生を抑止するため、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します（開催予定：10月頃）。		（農産物安全・流通課と同じ）	（農産物安全・流通課と同じ）	環境生活部（くらし・交通安全課）
オ 食の安全・安心の確保に関する知識の普及と理解の促進 消費者に対して、食の安全・安心についての正確な情報提供を行うとともに、食の安全・安心の確保に努力する事業者の情報を発信し、理解の促進を図ります。また、食に関する風評被害の防止に向けた取組を行います。 さらに、食の安全・安心について考える機会や選択する力を養うた	○県民との意見交換等により、県民意識の把握を行うとともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」、出前トークやWEBの活用など多様な方法を活用して、県民の皆さんのニーズに応じた正確でわかりやすい情報の効率的・効果的な発信に取り組みます。	○県民との意見交換等により、県民意識の把握を行うとともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」、出前トークやWEBの活用など多様な方法を活用して、県民の皆さんのニーズに応じた正確でわかりやすい情報の効率的・効果的な発信に取り組みます。	○e-モニターアンケートにより、県民の食の安全・安心に関する意識の把握に努めるとともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」やイベントへの出席、消費者団体と連携した研修会の開催（開催日：1月24日、WEB・対面併用、参加者数：45名）等により、県民の皆さんへ食の安全・安心に関する情報提供を行いました。	○県民との意見交換等により、県民意識の把握を行うとともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」、出前トークやWEBの活用など多様な方法を活用して、県民の皆さんのニーズに応じた正確でわかりやすい情報の効率的・効果的な発信に取り組みます。	農林水産部（農産物安全・流通課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
	さらに、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育をととして学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。	○県民や流通関係者に「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」により認定された生産物(みえの安心食材)を広く知ってもらうため、ウェブサイトやイベント、SNSで情報発信を行います。	○「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」により認定された生産物(みえの安心食材)について、ウェブサイトやSNSでの情報発信に加え、イベントや量販店でのキャンペーン等において広く県民に周知しました。	○県民や流通関係者に「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」により認定された生産物(みえの安心食材)を広く知ってもらうため、ウェブサイトやイベント、SNSで情報発信を行います。	農林水産部 (フードイノベーション課)
		○「みえ地物一番給食の日」の取組を実施し、学校給食の献立に地場産物を取り入れ、その献立を活用した教科に関連した指導や、家庭・地域と連携した学校行事を通して、食の安全・安心について学びを深めます。 ○「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立の作成をととして、子どもたちが食の安全・安心について考える機会とします。 ○多数の子どもたちがコンクールに参加できるよう、様々なメディアを活用した多面的な情報発信を行います。	○「みえ地物一番給食の日」の取組において学校給食の献立に地場産物を取り入れ、その献立を活用した食育の授業等を行いました。地域で生産された食材をその地域で消費することが、食の安全・安心につながることにについて学びを深めました。 ○「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、3661点の応募がありました。地場産物を活用した献立の作成を通して、子どもたちが食の安全・安心について考える力を養う機会となりました。また、取り組んだ児童生徒以外にも広げるために、優秀作品はホームページや県政だより等で紹介しました。 ○コンクールに向けて、ラジオを活用して情報を発信しました。 ○学校、園のすべての教職員、PTAを対象とした「ステップアップ講習会」を実施し、学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育の推進に努めました。	○「みえ地物一番給食の日」の取組を実施し、学校給食の献立に地場産物を取り入れ、その献立を活用した教科に関連した指導や、家庭・地域と連携した学校行事を通して、食の安全・安心について学びを深めます。 ○「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立の作成や実際の食材の調達、調理を通して、子どもたちが食の安全・安心について考える機会とします。 ○写真の数を減らす等応募方法を変更し、児童生徒が取り組みやすいコンクールとし、参加人数を増やす工夫をします。 ○学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進するために、学校、園のすべての教職員、PTAを対象とした「ステップアップ講習会」を実施します。	教育委員会事務局 (保健体育課)
	力 生産、製造、流通各段階における監視・指導等 食品監視指導計画および食の安全・安心確保行動計画に基づき、食品および農畜水産物等の生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を実施するとともに、これらに関係する情報の公開・提供を行い、消費者の意見を反映して内容の充実を図ります。	○「令和7年度三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視、指導、検査に取り組みます。また、調査結果等については、半期ごとに公表します。 ○安全・安心な農畜水産物の安定供給を図るため、「三重県食の安全・安心確保行動計画」に基づき、農畜水産物等の生産・製造や流通、販売段階における監視、指導に取り組みます。	○消費者に安全な食品を提供するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視指導(9,302件)や食品の収去検査(1,590検体)を実施しました。また、監視指導時に、「食品表示法」に基づき加工食品等における食品表示状況の確認(832施設)に取り組みました。これらの結果、食品の製造、加工もしくは輸入業者または販売業者における不適正表示に対して、改善指導(178施設)を実施しました。 ○農薬・肥料・動物(水産)用医薬品・飼料の適正な流通と使用を確保するため、販売事業者への立入検査(120件)を実施しました。その結果、違反事例はありませんでした。	○「令和8年度三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視、指導、検査に取り組みます。また、調査結果等については、半期ごとに公表します。 ○安全・安心な農畜水産物の安定供給を図るため、「三重県食の安全・安心確保行動計画」に基づき、農畜水産物等の生産・製造や流通、販売段階における監視、指導に取り組みます。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
	キ GAP手法の導入促進 農畜産物の安全確保、労働安全等のため、生産者に対してGAP手法の導入を促進します。	○GAPの取組は食品安全や、労働安全、環境保全につながることから、県内多くの産地でGAPが実践されるよう、引き続き指導・助言を行うGAP推進指導員の育成に取り組み、地域GAP推進チームを核とした実践支援体制の強化を図ります。	○「地域GAP推進チーム」が中心となって、GAPを実践する農業経営体の拡大に取り組み、「三重国際水準GAP支援制度」を含めたGAPの認証取得・実践件数は62件となりました。(令和8年3月末現在、うちGAP認証件数41件) ○生産者に対して適切な指導ができるよう、普及指導員やJA営農指導員、地域のリーダーとなる生産者等を対象とした基礎研修や現地における指導実践研修等により、GAP推進指導員の育成に継続的に取り組みました。(令和8年3月末現在:258名)	○GAPの取組は食品安全や、労働安全、環境保全につながることから、県内多くの産地でGAPが実践されるよう、指導・助言を行うGAP推進指導員の育成に取り組み、地域GAP推進チームを核とした実践支援体制の強化を図ります。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
		○農場HACCP指導員の育成と指導力の向上を図るとともに、認証取得を目指す意欲的な生産者や、既に認証を取得している農場での認証継続に対しの的確な支援を実施します。	○畜産においては、農場HACCPやJGAP家畜・畜産物の指導員を含む地域GAP推進チームと関係団体が連携して、認証取得等を目指す生産者に対して生産衛生管理プログラムの策定、衛生検査、従業員教育等の支援を行いました。これにより、県内で農場HACCP認証を取得した生産者は19農場、国際水準GAPの認証を取得した生産者は14農場です。	○農場HACCP指導員の育成と指導力の向上を図るとともに、認証取得を目指す意欲的な生産者や、既に認証を取得している農場での認証継続に対しの的確な支援を実施します。	農林水産部 (家畜防疫対策課)
	ク トレーサビリティシステム導入等への支援 農産物の生産から流通・販売までの履歴情報を確認できるトレーサビリティシステム等の導入に取り組む事業者を支援します。	○米穀取扱事業者の法令に関する理解を深めるため、食品関連事業者団体と連携して「米トレーサビリティ法」の周知を図ります。	○米穀取扱事業者が「米トレーサビリティ法」を理解し、順守できるよう巡回指導(24回)を実施しました。	○米穀取扱事業者の法令に関する理解を深めるため、巡回指導等により「米トレーサビリティ法」の周知を図ります。	農林水産部 (農産物安全・流通課)

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

2 商品・サービスの安全の確保

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)家庭用品等の安全の確保	ア 家庭用品の安全の確保 「消費生活用製品安全法」および「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。 また、家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、販売事業者等に対する監視・指導を行うとともに、家庭用品衛生監視員の資質向上に努め、監視体制の強化を図ります。	○「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	○県において「消費生活用製品安全法」5店舗、「家庭用品品質表示法」8店舗の立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行いました。	○「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	環境生活部（くらし・交通安全課）
	イ 電気用品・ガス用品等の安全の確保 電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」「ガス事業法」および「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	○家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品の試買検査を実施します。	○家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を38検体実施し、すべて基準に適合していることを確認しました。	○家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品の試買検査を実施します。	医療保健部（業務課）
(2)住宅等の安全性の確保	イ 適正な建築確認制度等の運用 防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、特定行政庁や各機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を進める必要があります。 また、木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるよう工事監理者への指導を行います。 県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査を実施します。 省エネ基準への適合が適正に確保できるよう、特に制度拡充直後の時期において、制度の周知・啓発および設計者等への指導を行います。	○電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	○電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行いました。 (令和7年度立入検査結果) 電気用品：4事業者 ガス用品：4事業者	○電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	防災対策部（消防・保安課）
	ア 建築物の耐震化の促進 住宅を含む建築物の地震による倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進します。	○引き続き、地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事等の実施を支援するとともに、耐震補強工事のコストダウンにつながる耐震診断方法や安価な工法等についての講習会の開催により耐震補強工事費の低減に取り組みます。	○市町が実施した耐震診断及び耐震補強工事等補助事業への支援を行いました。 ○市町の担当職員や耐震診断・耐震補強設計を行っている建築士・工務店等に対し、耐震補強工事のコストダウンにつながる耐震診断方法や安価な工法等についての講習会を開催し、耐震補強工事費の低減に取り組みました。	○耐震性のない木造空き家に対する県の除却補助制度の拡充を行います。 ○引き続き、地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事等の実施を支援するとともに、耐震補強工事のコストダウンにつながる耐震診断方法や安価な工法等についての講習会の開催により耐震補強工事費の低減に取り組みます。	県土整備部（住宅政策課）
	イ 適正な建築確認制度等の運用 防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、特定行政庁や各機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を進める必要があります。 また、木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるよう工事監理者への指導を行います。 県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査を実施します。 省エネ基準への適合が適正に確保できるよう、特に制度拡充直後の時期において、制度の周知・啓発および設計者等への指導を行います。	○引き続き、特定行政庁や指定確認検査機関とも情報共有を図り、連携して円滑かつ適正な建築確認制度の運用を推進します。 ○木造の一戸建て住宅等においては、適正な工事監理が行われるよう、令和3年7月より導入した中間検査制度を通じ、工事監理者等への指導を引き続き行います。 ○建築確認の厳格かつ円滑な審査と検査が今後も行われるために、県内で業務を行う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入調査を引き続き実施します。	○特定行政庁との会議を5回並びに特定行政庁及び指定確認検査機関との会議を1回開催し、情報共有及び意見交換等を行い、円滑かつ適正な建築確認制度の運用に向けて連携して取り組みました。 ○木造の一戸建て住宅等について、適正な工事監理が行われるよう、中間検査時の審査や検査において、工事監理者に指導等を行いました。 ○指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入指導を5機関に対して実施し、安全で安心な建築物が確保されるよう指導・監督を行いました。	○特定行政庁や指定確認検査機関と情報共有を図り、引き続き連携して、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を推進します。 ○木造の一戸建て住宅等について、適正な工事監理が行われるよう、引き続き工事監理者への指導を行います。 ○建築確認の厳格かつ円滑な審査・検査が行われるよう、引き続き県内で業務を行う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入調査を行います。	県土整備部（建築開発課）
	ウ 建設業者等への指導・監督 住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な指導・監督を行います。また、適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対する法定講習等を実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に指導・監督等を行います。 さらに、関係機関と連携した住宅相談窓口講習会の開催や情報提供等により、住宅相談窓口の充実や住宅性能表示制度等の普及・啓発に努めます。	○引き続き、住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な指導・監督を行います。	○住宅等の工事にに関して三重県建設工事紛争審査会を開催し、当事者双方の歩み寄りによる解決をめざし、必要に応じて指導を行いました。（紛争審査 調停2件、仲裁1件） ○住宅等の工事に際して、不正行為等を行った建設業者に対する建設業法に基づく指導・監督に該当する事案はありませんでした。 ○住宅瑕疵担保保険の加入状況が未届けの業者に対して、届出を行うよう指導しました。（501社） ○建設業法令遵守や請負契約の適正化を図るため、建設業者を対象とした立入検査及び講習会を実施しました。（立入検査20社、講習会3回）	○引き続き、住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な指導・監督を行います。	県土整備部（建設業課）
		○引き続き、住宅相談窓口担当者等講習会を開催するなどリフォームに関する相談窓口担当者のさらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の充実を図ります。	○一般社団法人住宅リフォーム推進協議会等と連携して住宅相談窓口担当者等講習会を開催し、最近の住宅リフォーム関連施策や住宅リフォームの支援制度等について情報提供を行い、リフォームに関する相談窓口担当者のスキルアップを図ることができました。	○引き続き、住宅相談窓口担当者等講習会を開催するなどリフォームに関する相談窓口担当者のさらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の充実を図ります。	県土整備部（住宅政策課）
		○適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、免許の初回更新を行った宅地建物取引業者に立入検査を行い、指導・監督を行うとともに、宅地建物取引士に対する法定講習を実施します。	○適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、宅地建物取引業者への立入検査により、指導・監督を行うとともに、宅地建物取引士の法定講習を実施しました。（初回更新立入検査30回、講習11回）	○適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、免許の初回更新を行った宅地建物取引業者に立入検査を行い、指導・監督を行うとともに、宅地建物取引士に対する法定講習を実施します。	県土整備部（建築開発課）
(3)さまざまなサービス等の適正な運営の確保	ア 生活衛生関係営業の適正な運営の確保 生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。 また、利用客が多いと見込まれる宿泊施設の監視指導を実施するとともに、入浴施設におけるレジオネラ症感染防止対策の監視指導を重点的に行います。	○生活衛生営業施設等の監視指導における健康被害の発生等を防止するため、「三重県生活衛生監視指導等方針」に基づき、生活衛生営業施設に対して監視指導を行います。 生活衛生営業施設における自主的な衛生管理を維持するため、衛生管理に関する講習会等を行います。	○「令和7年度三重県生活衛生監視指導等方針」に基づき、監視指導を行いました。（興行場6件、旅館・届出住宅533件、公衆浴場101件、理容所66件、美容所216件、クリーニング所13件） ○生活衛生営業施設の従事者に対して衛生講習会を計47回（参加者846名）行いました。	○生活衛生営業施設等の監視指導における健康被害の発生等を防止するため、「三重県生活衛生監視指導等方針」に基づき、生活衛生営業施設に対して監視指導を行います。 ○生活衛生営業施設における自主的な衛生管理を維持するため、衛生管理に関する講習会等を行います。	医療保健部（食品安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

2 商品・サービスの安全の確保

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
	イ 福祉サービス業務の適正な運営の確保 介護保険サービス事業者等の高齢者に対する適切なサービスの提供および業務の適正な運営を確保するため、「介護保険法」等に基づく指導・監督を実施します。 また、障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービスの提供および業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導や立入検査を実施します。	○新たに指定を受けた介護保険サービス事業者に対して、指定基準の概要や各種届出の手続等に係る研修を実施する等、介護保険サービス事業者が適正に事業を運営できるよう指導を行います。また、介護保険サービス事業者等集団指導において、適切なサービスを提供するために必要な情報等を伝達します。 ○障害福祉サービス事業者等についての情報を分析し、適切なタイミングで指導や立入検査を実施し、事業者等によるサービスの質の確保や業務の適正な運営につなげます。	○新たに指定を受けた介護保険サービス事業者に対して、指定基準の概要や各種届出の手続等に係る研修を実施しました。また、介護保険サービス事業者等集団指導において、適切なサービスを提供するために必要な情報等を伝達しました。	○新たに指定を受けた介護保険サービス事業者に対して、指定基準の概要や各種届出の手続等に係る研修を実施する等、介護保険サービス事業者が適正に事業を運営できるよう指導を行います。また、介護保険サービス事業者等集団指導において、適切なサービスを提供するために必要な情報等を伝達します。	医療保健部 （長寿介護課）
	ウ 旅行業務の適正な運営の確保 旅行の安全の確保および旅行者の利便の増進を図るため、「旅行業法」に基づく指導や立入検査を実施します。	○旅行業法に基づく報告徴収及び立入検査等を通じ、旅行の安全の確保と旅行者の利便の増進を図ります。	○旅行者及び旅行サービス手配業者、計6者に対して立入検査を行い、その業務の実施状況を確認することで旅行の安全確保と旅行者の利便の増進を図りました。	○旅行業法に基づく報告徴収及び立入検査等を通じ、旅行の安全の確保と旅行者の利便の増進を図ります。	観光部 （観光戦略課）
	エ 貸金業務の適正な運営の確保 貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保および資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資するため、「貸金業法」等に基づく指導や立入検査を実施します。	○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、検査及び指導を行います。 令和7年度の登録貸金業者等への検査実施回数 8回（予定）	○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、検査及び指導を行いました。 令和7年度の登録貸金業者等への検査実施回数 5回	○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、検査及び指導を行います。 令和8年度の登録貸金業者等への検査実施回数 8回（予定）	雇用経済部 （中小企業・サービス産業振興課）
(4)消費者事故情報等の消費者への迅速かつ的確な情報の提供	消費者庁や国民生活センター等と連携し、消費者の生命や身体に危害を及ぼす疑いのある商品・サービスについて情報収集を行い、消費者への迅速かつ的確な情報の提供に努めます。 また、消費者事故が発生した場合には情報を集約し、消費者庁へ迅速に報告するとともに、必要に応じて国や市町の協力を得ながら被害の拡大防止のための注意喚起、調査等を実施します。	○消費者庁から提供される消費者事故情報については、県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供を行い、迅速に消費者への注意喚起を行います。 ○消費生活相談等から得た消費者事故情報について、適切に消費者庁へ報告を行います。	○消費者庁から提供される消費者事故情報や国民生活センターからの注意喚起情報について、県ホームページに掲載するとともに、迅速に市町に情報提供を行いました。	○消費者庁から提供される消費者事故情報については、県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供を行い、迅速に消費者への注意喚起を行います。 ○消費生活相談等から得た消費者事故情報について、適切に消費者庁へ報告を行います。	環境生活部 （くらし・交通安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

3 取引の安全の確保

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)「特定商取引に関する法律」の厳正な執行	ア 悪質商法対策の充実・強化 高齢者のみならず、若年層をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化を図るため、最新の事例等を情報収集し、特定商取引法の趣旨、消費者被害の実態をふまえ、同法に基づく厳正な執行を行います。 また、特定商取引法の対象とならない商取引における不当取引行為についても、条例に基づき調査・指導等を行います。	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法及び条例に違反する事案がないか継続して注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	○不当商取引指導専門員が、消費者・市町からの連絡や消費生活相談の情報を基に違反事案がないか注視し、必要な処分及び事業者指導を行いました。 行政指導 2件 面接指導 58件	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法及び条例に違反する事案がないか継続して注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
	イ 連携による効果的な事業者指導の実施 不当な取引行為に対しては、被害の拡大防止に向けて、国の関係機関や警察等と連携し、適切な事業者指導を実施します。 また、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」において、消費者被害の状況や問題解決手法等の情報の共有を図り、効果的な事業者指導を行います。	○「東海地域悪質事業者対策会議」において継続的に情報交換を行うとともに、必要に応じ関係機関が合同で事業者指導を行います。	○「東海地域悪質事業者対策会議」に参加し、構成各県・経済産業局との情報交換を行い、効果的な事業者指導に努めました。 東海地域悪質事業者対策会議 3回	○「東海地域悪質事業者対策会議」において継続的に情報交換を行うとともに、必要に応じ関係機関が合同で事業者指導を行います。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
(2)事業者指導の充実・強化	県内の消費生活センターや相談窓口寄せられた相談等の内容をふまえ、不適正な取引行為を行う事業者を抽出し、県消費生活センターにおいて不当商取引指導専門員による悪質事業者への指導を速やかに実施します。	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	○不当商取引指導専門員が、消費者・市町からの連絡や消費生活相談の情報を基に違反事案がないか注視し、必要な処分及び事業者指導を行いました。 行政指導 2件 面接指導 58件	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
(3)事業者の健全な育成	事業者が自ら健全な取引環境を構築するため、相談時の適切な助言や研修会の開催を通じて、「消費者契約法」「特定商取引法」および「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）等に基づくコンプライアンスを遵守した経営等の取組を支援します。	○関係部局と連携してコンプライアンス研修会を実施するとともに、必要に応じ事業者団体等が実施する研修会等に職員を講師として派遣するなど、事業者のコンプライアンス遵守を支援します。	○事業者が意識を高め、主体的に取り組む機会として、農林水産、医療保健、環境生活3部の連携により、コンプライアンス研修会を実施するとともに、研修会に専門員を講師として派遣しました。また、家電公正取引協議会と連携し家電販売店に立入指導を行いました。 立入店舗 4店舗	○関係部局と連携してコンプライアンス研修会を実施するとともに、必要に応じ事業者団体等が実施する研修会等に職員を講師として派遣するなど、事業者のコンプライアンス遵守を支援します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
(4)事業者による自主的な改善の促進	表示の適正化、商品の安全性、適正な商取引の確保を図るため、事業者に対し、関係法令や条例に基づく調査・指導および立入検査等を行い、自主的な改善を促進します。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや適正な商取引の確保に向けた事業者指導を実施します。	○不当商取引指導専門員を配置し、景品表示法に基づく行政処分や事業者指導等を実施しました。 事前相談 17件 調査 24件 行政処分 1件 行政指導 2件	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや適正な商取引の確保に向けた事業者指導を実施します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)商品・サービスの適正な表示の確保	ア 景品表示法の厳正な執行 景品表示法に基づき、過大な景品付き販売を規制します。また、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して、適正な表示を行うよう行政処分や指導を行います。 さらに、景品表示法に基づく事業者への調査を実施し、消費者を不当に惑わす表示を規制するとともに、ステルスマーケティングに対する監視を強化します。 加えて、景品表示法の法令への理解を促進し、適正な表示が行われるよう、事業者に対して研修や啓発を実施します。	○不当商取引指導専門員が広告表示のチェックや事業者指導を実施しながら、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	○不当商取引指導専門員を配置し、景品表示法に基づく行政処分や事業者指導等を実施しました。 事前相談 17件 調査 24件 行政処分 1件 行政指導 2件 ○食品関連事業者を対象に開催された研修会等において、表示に関する啓発を行いました。	○不当商取引指導専門員が広告表示のチェックや事業者指導を実施しながら、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 連携による効果的な調査・指導の実施 「東海4県広告表示等適正化推進会議」および「三重県食品表示監視協議会」において、関係機関等と表示に関する情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行います。	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施します。	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」「三重県食品表示監視協議会」において各県・関係機関の情報を共有し、効果的な調査・指導の体制を構築しました。 東海4県広告表示等適正化推進会議 1回 三重県食品表示監視協議会 2回 ○県食品安全課と共同で事業者に対して調査・指導等を行いました。	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○食品における適正な表示が行われるよう、「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図るとともに、効果的な調査・指導を行います。	○「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行いました。(三重県食品表示監視協議会2回)	○食品における適正な表示が行われるよう、「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図るとともに、効果的な調査・指導を行います。	医療保健部 (食品安全課)
		○食品における適正な表示が行われるよう、「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図るとともに、効果的な調査・指導を行います。	○「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行いました(三重県食品表示監視協議会2回)。	○食品における適正な表示が行われるよう、「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図るとともに、効果的な調査・指導を行います。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
	ウ 食品表示の適正化に向けた監視・指導等 食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 また、一般社団法人食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う食品等事業者へ「食品表示法」に基づく表示制度の普及啓発等周知を図ります。	○食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 ○一般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者へ「食品表示法」に基づく表示制度の普及啓発等周知を図ります。	○「食品表示法」、「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行いました。(監視指導立入数832件、表示確認品目数5228件) ○一般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示法に基づく表示について普及啓発を実施しました。(食品衛生指導員対象の講習会11回開催)	○食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 ○一般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者へ「食品表示法」に基づく表示制度の普及啓発等周知を図ります。	医療保健部 (食品安全課)
	エ 健康食品等の表示の適正化 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について、インターネット監視等による監視を行うとともに、不適切な表示に対しては、事業者への指導を行います。	○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について、インターネット監視等による監視を行うとともに、不適切な表示が発見された場合には、事業者への指導を行います。	○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について、インターネット監視等による監視を行いました。	○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について、インターネット監視等による監視を行うとともに、不適切な表示が発見された場合には、事業者への指導を行います。	医療保健部 (薬務課)
	オ 「健康増進法」に基づく広告等の表示規制 「健康増進法」に基づき、食品として販売されるものに関し、健康の保持増進の効果等について著しく事実と相違する、または著しく人を誤認させるような広告等を表示ごとに個別具体的に判断し指導することにより、消費者の適切な健康管理や診察の機会を妨げる広告等の表示を規制します。 また、消費者および事業者に対し、それぞれ正しい表示の活用や提供ができるよう、引き続き積極的な情報発信による啓発を行います。	○消費者を惑わす巧妙な表現を用いた表示や、広告媒体の多様化が進んだ結果、判断に迷う表示が増加しています。そのため、関係各課との連携を強化し、事業者に対して規制内容の周知徹底を図るとともに、違反が疑われる事例に対しては適切な指導を行います。また、消費者および事業者に対しては、正しい表示の活用や提供ができるよう、引き続き積極的な情報発信による啓発を行います。	○消費者および事業者からの誇大表示の禁止に関する相談に対して関係各課と連携し指導を行いました(7件)。	○消費者を惑わす巧妙な表現を用いた表示や、広告媒体の多様化が進んだ結果、判断に迷う表示が増加しています。そのため、関係各課との連携を強化し、事業者に対して規制内容の周知徹底を図るとともに、違反が疑われる事例に対しては適切な指導を行います。また、消費者および事業者に対しては、正しい表示の活用や提供ができるよう、引き続き積極的な情報発信による啓発を行います。	医療保健部 (健康推進課)
	カ 食品表示の適正化に向けた情報提供 「食品表示法」を遵守し適正な表示を行うよう、食品事業者に対し普及啓発を行います。特に、食品表示基準の改正があった場合は、その内容をふまえ、ホームページやパンフレットによる周知を行います。 また、監視指導時以外に、食品等事業団体と連携し団体が主催する講習会等の機会を捉え、必要な情報を適切に提供していきます。	○食品関連事業者が「食品表示法」を遵守し適正な食品表示を行うよう、法改正に伴う情報提供も含めて、ホームページやパンフレット等による周知を行います。また、食品関連事業団体とも協力し、食品表示講習会等での機会を捉え、必要な情報を適切に提供します。	○「食品表示法」に基づく表示制度や「食品表示基準」の一部改正について、ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等における情報提供を行ないました。(監視指導件数832件、食品表示に関する講習会269回開催)	○食品関連事業者が「食品表示法」を遵守し適正な食品表示を行うよう、法改正に伴う情報提供も含めて、ホームページやパンフレット等による周知を行います。また、食品関連事業団体とも協力し、食品表示講習会等での機会を捉え、必要な情報を適切に提供します。	医療保健部 (食品安全課)
(2)商品の適正な計量の確保	「計量法」に基づき、適正な計量の実施を確保し、安全・安心な商取引や消費生活を実現していくために、質量計の定期検査や燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を行うとともに、小売店舗・ガソリンスタンド、計量証明事業者等への立入検査を実施します。	○質量計の定期検査や燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を行うとともに、商品量目・ガソリンスタンド・計量関係事業者等への各種立入検査を実施します。	令和7年度対象市町の定期検査や、有効期間が満了となる燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を実施しました。 また、商品量目に係る事業者や計量証明事業者、適正計量管理事業所等への立入検査を実施しました。	令和8年度に対象となる市町の定期検査や、燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査及び各種事業者への立入検査を実施することで適正な計量の実施を確保し、消費者の安全・安心を図ります。	雇用経済部 (計量検定所)

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

5 生活関連物資の安定供給

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)生活関連物資の流通の円滑化および価格の安定	生活関連物資の価格動向を把握するとともに、生活関連商品の流通の円滑化および価格の安定を図るため、必要があると判断した場合は、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。	○日常生活に支障を来すため対応の必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力の呼びかけを行います。	○日常生活に支障を来たすため対応の必要があると判断するような事案は発生しませんでした。	○日常生活に支障を来すため対応の必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力の呼びかけを行います。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
(2)生活関連物資の円滑な供給と正確な情報の提供	社会情勢の急変などの非常時において、生活関連商品の買い占めまたは売り惜しみを行う事業者に対して、必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。 また、消費者に対して、不安に駆られて必要以上の買い占めを行わないよう、正確な情報を収集したうえで、情報提供を行います。	○事業者による生活関連商品の買い占め又は売り惜しみが生じたときは、法に基づき、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。	○生活関連商品の買い占め又は売り惜しみなどの事案は発生しませんでした。	○事業者による生活関連商品の買い占め又は売り惜しみが生じたときは、法に基づき、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第3項 消費者被害の防止・救済

1 三重県消費生活センターの相談機能の充実

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)相談体制の充実	ア 相談体制のDX化 相談体制のDX化を推進することで、相談者の利便性向上(Webによる相談予約、メール相談等の相談手法の多様化など)および相談員の業務支援(同様の相談対応事例の自動表示等)による相談体制の充実を図ります。	○令和8年9月に次期PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の本稼働が予定されていることから、それに適合する相談員用端末の新規購入、ネットワーク環境の整備等を実施します。 なお、次期システム稼働後はWebによる相談が可能となる予定です。	○次期PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の本稼働に向け、相談員用端末等を新たに購入するとともに、ネットワーク環境の整備を実施しました。	○令和8年9月に次期PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)が稼働することに伴い、新たにWebでの消費生活相談を開始する。相談件数の増加が見込まれるため相談業務が遅滞しないよう、ネットワーク環境を整備します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 消費生活相談員の人材確保 消費生活相談員の高齢化等により担い手不足が進んでいることから、新たな人材を確保するため、「三重県消費生活相談員人材バンク」を運用するとともに、県広報誌等へ募集情報の広報を行います。 また、対応が困難な相談事例については、相談員が1人で抱え込まないように組織で対応するとともに、相談員のメンタルケアを実施します。	○消費生活相談員の担い手確保に向けて、資格取得者に対する「三重県消費生活相談員人材バンク」への登録促進に取り組むとともに、県広報誌等へ募集情報を掲載します。また、対応が困難な相談事例については、相談員が1人で抱え込まないよう組織で対応するとともに、相談対応後に相談員のメンタルケアを実施します。	○消費生活相談員の担い手確保に向けて、資格取得者に対する「三重県消費生活相談員人材バンク」への登録促進に取り組みました。また、対応が困難な相談事例については、相談員が1人で抱え込まないよう組織で対応するとともに、相談対応後に相談員のメンタルケアを実施しました。	○消費生活相談員の担い手確保に向けて、これまでの取り組みに加えて、消費者庁の地方消費者行政強化交付金の活用により消費生活相談修習生を雇用し、職場でのOJT等を実施することで、将来的に資格取得を目指します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 連携による相談業務の充実 国民生活センターや日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、司法書士会、警察など関係機関との情報交換や連携等により相談業務の充実を図ります。 また、市町、消費者団体や事業者団体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を通じて、関係機関と連携を図り、消費者トラブルに関する情報交換や相談窓口の周知等の啓発を実施します。	○国民生活センターや関係機関と連携することで、消費生活相談に適切に対応します。また、「みえ・くらしのネットワーク」において情報交換・意見交換等を行うとともに、加盟団体が実施するイベントへの参加や連携した啓発事業の実施などさまざまな機会を活用して効果的な啓発活動を実施します。	○オンラインによる形式で「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県の啓発活動について情報提供を行うことができました。また、消費者月間記念講演会におけるパネル展示をネットワーク加盟団体と連携して実施しました。 ○警察やネットワーク加盟団体の消費者団体や事業者団体と連携して啓発事業を行いました。	○国民生活センターや関係機関と連携することで、消費生活相談に適切に対応します。また、「みえ・くらしのネットワーク」において情報交換・意見交換等を行うとともに、加盟団体が実施するイベントへの参加や連携した啓発事業の実施などさまざまな機会を活用して効果的な啓発活動を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
(2)消費生活相談の充実・強化	ア 専門的な相談への対応 より高度で専門的な相談に対応するため、国民生活センター等が主催する研修等に参加し、消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、弁護士等専門家の活用を進めます。 また、全国の消費生活相談を収集・蓄積したシステムであるPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に掲載された緊急情報や事故情報等については、速やかに県ホームページやSNS等を活用し、幅広く県民の皆さんに情報共有するとともに、相談対応への活用を進めます。	○国民生活センター等が主催する研修を受講するとともに、県内の相談員に向けた勉強会を開催するなど、相談員の資質の向上を図ります。また、法的な見解が必要な場合には、弁護士等の専門家を活用するなど、より高度で専門的な相談への対応に努めます。	○国民生活センター等が主催する研修について、相談員の受講を促進しました。 ○弁護士や事業者団体等に講師を依頼し、様々な消費生活トラブルにかかる相談事例の紹介や事例検討を行うなど、県内の消費生活相談員等の資質向上に向けた勉強会を会場及びオンラインにて毎月開催しました。	○国民生活センター等が主催する研修を受講するとともに、県内の相談員に向けた勉強会を開催するなど、相談員の資質向上を図ります。また、法的な見解が必要な場合には、弁護士等の専門家を活用するなど、より高度で専門的な相談への対応に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ あっせんの実施 消費者自身での解決が困難な消費者トラブル等に対応するため、消費生活相談員が必要に応じて事業者とのあっせんを行います。	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっせんを行いました。 あっせん件数:65件(うちあっせん解決64件) あっせん解決率:98.5%	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
(3)デジタル化の進展への的確な対応	デジタル化の進展による新たな商品やサービスの提供に伴う消費者トラブルの防止や早期解決に向け、市町や事業者団体等と連携し、消費者への情報提供を行うほか、利便性やリスク等についての理解の促進を図ります。	○デジタル化の進展に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、情報収集や消費者への情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を図ります。	○国や事業者等との意見交換等の機会を通じて情報収集を行うとともに、研修の受講により相談員の資質の向上を図りました。	○デジタル化の進展に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、情報収集や消費者への情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を図ります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
(4)国際化の進展への対応	ア 消費生活の国際化への対応 個人輸入など消費生活の国際化に伴い、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者への情報提供や関係機関への紹介を行います。	○消費者庁等からの情報を迅速に提供するとともに、国際的な案件については、「消費者庁越境消費者センター(CGCJ)」について情報提供を行います。	○消費生活相談に寄せられた国際的な消費者トラブルに関しては必要なアドバイスを行うとともに、CGCJ等の専門機関を案内しました。	○消費者庁等からの情報を迅速に提供するとともに、国際的な案件については、「消費者庁越境消費者センター(CGCJ)」について情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 外国人住民への相談対応等 外国人住民等の消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向け、市町や関係機関と連携した、外国人住民向けの相談や啓発に取り組みます。 また、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民等からの生活に係る相談を対面又は電話で受け付け、適切な情報提供や関係機関への取次ぎを行います。	○外国人住民への消費者啓発については、市町や関係機関と連携した取組を行います。また、外国人住民からの相談対応については、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」等と連携して取り組みます。	○外国人住民からの相談対応については、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」等と連携して取り組みました。	○外国人住民への消費者啓発については、市町や関係機関と連携した取組を行います。また、外国人住民からの相談対応については、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」等と連携して取り組みます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、11言語で相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。また、複雑な相談に対応するため弁護士等による専門相談も実施するとともに、庁内関係部局等とケース検討会を開催するなど、相談体制の充実に取り組みます。	○「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、ニーズが高い弁護士による専門相談会の回数を増やしました。 また、庁内外の関係機関とともに相談事例についてのケース検討会を実施するとともに、名古屋出入国在留管理局との共催で合同相談会を実施しました。	○県内に在住する外国人等を対象に、在留手続、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う一元的な相談窓口を運営します。 また、就労外国人からの雇用・労働にかかる相談に対応するため、弁護士等の専門相談会の一つとして社会保険労務士による専門相談会を追加し、よりきめ細やかな対応を行います。	環境生活部 (ダイバーシティ社会推進課)

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第3項 消費者被害の防止・救済

2 市町の相談体制等の充実にに向けた支援

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携	ア 市町の消費生活相談体制の充実 消費者が身近なところで安心して相談できるよう、市町の消費生活相談員の人材を確保するため、「三重県消費生活相談員人材バンク」により支援するとともに、国交付金の活用を促進し、相談員の研修費用等の支援を行います。 また、広域連携も含めた市町における消費生活センターの設置促進を図るなど、市町の消費生活センターや相談窓口の機能の充実、専門性の強化を進めます。	○消費生活相談員の担い手確保に向けて、資格取得者に対する「三重県消費生活相談員人材バンク」への登録促進に取り組みます。 また、市町のニーズを把握するとともに、市町に対して国交付金の活用方法等について情報提供を行い、国交付金の活用を促進し、相談員の研修費用等の支援を行います。	○市町消費者行政担当者会議を開催し、市町のニーズを把握するとともに、市町ホットラインの運用等についての情報提供や国交付金の活用を促進し、相談員の研修費用等の支援を行いました。	○これまでの取り組みに加え、令和8年度からは、新たに消費者庁の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費生活市町支援員ならびに特定領域相談対応員を配置することにより、これまで以上に市町支援を強化するとともに、高度化、複雑化する消費生活相談への対応力強化を図ります。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
	イ 市町の相談対応への支援 市町の消費生活相談窓口の相談能力の向上のため、弁護士や事業者団体等に講師を依頼し、消費生活相談員や相談窓口担当職員を対象とした勉強会を毎月さまざまなテーマで開催するとともに、当日参加できない方も後日視聴できるよう、市町に対して勉強会の録画データを提供します。 また、市町の相談員等からの問い合わせに対応するため、市町ホットラインや弁護士相談の利用を促進するとともに、必要な情報提供を行います。	○県内の消費生活相談員や消費生活窓口担当職員等を対象とした勉強会をオンラインも活用しながら、毎月1回開催します。また、相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインや弁護士相談の運用を通じて相談対応を支援します。	○県内の消費生活相談員等に向けた勉強会をオンラインも活用して毎月開催し、相談員の資質の向上を図りました。 ○相談件数が少なく、経験が不足がちな市町に対して、市町ホットラインによる相談対応の支援を行いました。 市町ホットライン利用件数：70件	○県内の消費生活相談員や消費生活窓口担当職員等を対象とした勉強会をオンラインも活用しながら、毎月開催します。また、相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインや弁護士相談の運用を通じて相談対応を支援します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第3項 消費者被害の防止・救済

3 多重債務者問題への対応

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)多重債務者のサポート体制の確保	県ホームページやリーフレットを活用し、行政機関等の相談窓口を広く周知し、当事者のみならず家族からの相談に対応するとともに、県、市町、弁護士会、司法書士会、東海財務局津財務事務所、社会福祉協議会等が連携・協力する「多重債務者相談連携システム」により、迅速に多重債務相談窓口から弁護士等専門家につながるなど、生活再建を支援します。 また、相談窓口への誘導および常設の相談窓口の認知度向上等を目的として、三重県多重債務者対策協議会による無料電話相談会を開催します。 さらに、こころの健康センターでは、支援機関や関係団体と連携し、多重債務者のこころのサポートによる自殺防止等の対策を進めます。	○多重債務者から相談があった場合には、必要に応じて多重債務者相談連携システムにより確実に専門家へとつなぎます。 また、国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、多重債務者連絡協議会による取組を実施します。	○多重債務連携システムを運用し、多重債務者から相談があった場合、各相談窓口から専門家である弁護士や司法書士につながるなど、迅速な対応に努めました。 ○国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、電話による無料相談会を実施しました。	○多重債務者から相談があった場合には、必要に応じて多重債務者相談連携システムにより確実に専門家へとつなぎます。また、国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、多重債務者連絡協議会による無料相談会等の取組を実施します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
		○三重県のホームページ（健康推進課、こころの健康センター等）において、最新の取組や相談窓口等を紹介し、早期の適切な相談や支援につなげます。 ○幅広い関係機関や、自助グループ等と連携した適切な相談、指導により、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。 ○消費生活出前講座や大型商業施設における啓発の機会に、ギャンブル等依存症に関するチラシを配布するなどして情報提供を行います。 ○リーフレットを活用し、相談窓口にてギャンブル等依存症の疑いのある方に専門医療機関を紹介します。	○三重県のホームページ（健康推進課、こころの健康センター等）において、最新の取組や相談窓口等の情報を掲載しました。 ○心の健康センターにおいて、自殺予防に関する面接相談や、電話相談に対応しました。 ○リーフレットを活用し広く周知しました。	○三重県のホームページ（健康推進課、こころの健康センター等）において、最新の取組や相談窓口等を紹介し、早期の適切な相談や支援につなげます。 ○幅広い関係機関や、自助グループ等と連携した適切な相談、指導により、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。 ○消費生活出前講座や大型商業施設における啓発の機会に、ギャンブル等依存症に関するチラシを配布するなどして情報提供を行います。 ○リーフレットを活用し、相談窓口にてギャンブル等依存症の疑いのある方に専門医療機関を紹介します。	医療保健部 （健康推進課）
		○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、ポスター展示や関係資料の配架を行います。 ○リーフレットやホームページを活用し広く周知します。 ○啓発物品を活用し、広く周知します。 ○こころの健康センターに、依存症問題に関する専門性を備えた医師及び相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施します。 ○国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更に伴い、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定を行います。	○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、県庁舎内でポスター展示や関係資料の配架を行いました。 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、ポスター展示を行い、啓発しました。 ○期間中は県庁館内放送により来庁者や職員に「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の周知を行いました。（1週間 1回/日） ○こころの健康センターにおいて、依存症問題に関する専門性を備えた医師及び相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施しています。 ○国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更に伴い、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定を行いました。	○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、ポスター展示や関係資料の配架を行います。 ○リーフレットやホームページを活用し広く周知します。 ○啓発物品を活用し、広く周知します。 ○こころの健康センターに、依存症問題に関する専門性を備えた医師及び相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施します。 ○SNSを活用して啓発を行います。	医療保健部 （健康推進課）
(2)ギャンブル等依存症対策の推進	「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル依存症の予防教育・普及啓発や早期発見・早期介入、当事者・家族等からの相談に応じる支援体制の充実、治療体制の整備・充実、人材育成を実施します。 また、こころの健康センターでは、ギャンブル等依存症相談や家族教室を実施し、本人や家族の支援を行います。	○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した取組を行います。	○県内大型ショッピングセンターや各種団体が行うイベント等に出展し、パンフレット等の配布をとおして貸付自粛制度や多重債務相談窓口等の紹介を行いました。	○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントにおいて、貸付自粛制度や多重債務相談窓口等の紹介を行います。	環境生活部 （くらし・交通安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第3項 消費者被害の防止・救済

4 消費生活上特に配慮を要する消費者への支援

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)高齢者や障がい者等の消費生活の安全確保	ア 見守り体制の強化と啓発の実施 市町に対して「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置を働きかけ、見守り体制を強化します。 また、「消費者啓発地域リーダー」を養成し、地域における自主的な講座や啓発活動の取組を促進するとともに、消費生活出前講座の実施や社会福祉協議会、消費者団体、地域包括支援センター等の関係機関と連携した啓発を実施します。	○市町の消費者行政消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を引き続き働きかけます。また、県内事例、全国における先進的な取り組み事例などについて、市町に情報提供を行います。	○市町消費者行政担当課会議において、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置について、理解促進を図りました。 ○消費者啓発地域リーダーを養成し、地域における自主的な講座や啓発活動の取組を促進するとともに、自治会等において消費生活出前講座を実施し、身近な消費者トラブルについて注意喚起を行いました。	○消費者啓発地域リーダーを養成し、地域における自主的な講座や啓発活動の取組を促進するとともに、消費生活出前講座の実施や社会福祉協議会、消費者団体、地域包括支援センター等の関係機関と連携した啓発を実施します。	環境生活部（くらし・交通安全課）
	イ 地域における自立した生活の支援 高齢や障がい、認知症等により判断能力が十分ではない方などで、適切な福祉サービスの利用を受けることができない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の代行を行う日常生活自立支援事業を推進し、地域で自立した生活が送れるように支援します。	○判断能力に不安のある高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう、引き続き、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。	○三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助等事業に補助し、判断能力に不安のある人が地域で自立した生活ができるように事業の推進を図りました。	○判断能力に不安のある高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう、引き続き、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。	子ども・福祉部（地域福祉課）
	ウ 成年後見制度の活用促進 高齢や障がい、認知症等により判断能力が十分ではない方などへの権利侵害を防ぐため、成年後見制度の活用促進に係る市町の取組を支援します。 また、本人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援をするため、市民後見人の担い手の確保・育成等を推進します。	○成年後見制度利用促進に関する取組について、関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、着実な推進を図るため、「協議会」を設置し、各市町の取組を支援します。 ○関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催します。 ○市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会福祉協議会職員スキルアップ研修を開催します。	○成年後見制度利用促進に関する取組について、関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、着実な推進を図るため、「協議会」を設置し、各市町の取組を支援しました。 ○関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催しました。 ○市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会福祉協議会職員スキルアップ研修を開催しました。	○成年後見制度利用促進に関する取組について、関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、着実な推進を図るため、「協議会」を設置し、各市町の取組を支援します。 ○関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催します。 ○市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会福祉協議会職員スキルアップ研修を開催します。	医療保健部（長寿介護課）
(2)特殊詐欺等被害防止対策の推進	増加する特殊詐欺等の被害から高齢者をはじめとした県民の皆さんを守るため、「高齢者が犯罪組織からの電話を受けないための対策の推進（自動通話録音警告機の貸出等）」「県民の警戒心・抵抗力を向上させる広報啓発の推進」「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」など各種施策の推進により、被害の未然防止を図ります。 また、「安心して暮らせるまちづくり出前講座」の開催により、県内のさまざまな安全・安心に向けた活動事例や自主防犯に関する基礎的な知識等について周知を図ります。	○特殊詐欺等の被害を減少させるため、「高齢者が犯罪組織からの電話を受けないための対策の推進」、「県民の警戒心・抵抗力を向上させるための広報啓発の推進」及び「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、被害防止を図るためのターゲティング広告やプロの役者による演劇（年間70回）、国際電話不取扱受付の推進及び自動通話録音警告機の無償貸出事業などによる防犯対策を実施するほか、関係機関や事業者等と連携し、発生実態に応じた被害防止対策を推進します。	○特殊詐欺の被害を減少させるため、「高齢者が犯罪組織からの電話を受けないための対策の推進」、「県民の警戒心・抵抗力を向上させるための広報啓発の推進」及び「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、被害防止を図るためのターゲティング広告やプロの役者による演劇、国際電話不取扱受付の推進及び自動通話録音警告機の無償貸出事業などの防犯対策を実施したほか、関係機関や事業者等と連携し、発生実態に応じた被害防止対策を推進しましたが、令和7年中の認知件数は、489件（前年比＋122件）、被害額約18億4,980万円（前年比＋約6億4,990万円）と過去最多となりました。引き続き、発生実態に応じた被害防止対策を講じる必要があります。	○引き続き、特殊詐欺の被害を減少させるため、「特殊詐欺の電話を受けないための対策」、「県民の警戒心・抵抗力を向上させるための広報啓発」及び「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策」を基本方針として、被害防止を図るためのターゲティング広告、プロの役者による特殊詐欺被害防止演劇（年間70回）に加え、可搬型デジタルサイネージを各警察署に整備・活用して情報発信力を強化します。また、警察庁推奨特殊詐欺対策アプリの普及及び国際電話利用休止の促進などによる防犯対策を実施するほか、関係機関や事業者等と連携し、発生実態に応じた被害防止対策を推進します。	県警本部（生活安全企画課）
		○「安心して暮らせるまちづくり出前講座」の開催により、県内のさまざまな安全・安心に向けた活動事例や自主防犯に関する基礎的な知識等について周知を図ります。	○「安心して暮らせるまちづくり出前講座」の開催により、県内のさまざまな安全・安心に向けた活動事例や自主防犯に関する基礎的な知識等について周知を図りました。	○「安心して暮らせるまちづくり出前講座」の開催により、県内のさまざまな安全・安心に向けた活動事例や自主防犯に関する基礎的な知識等について周知を図ります。	環境生活部（くらし交通安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第3項 消費者被害の防止・救済

5 紛争の適切かつ迅速な解決

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
(1)紛争の適切かつ迅速な解決	ア 民間相談機関等との連携 必要に応じて、他の民間相談機関や公的機関等、適切な裁判外紛争解決機関等を紹介します。	○相談の内容に応じて、より専門的な相談機関やADR機関等を紹介します。	○相談の内容に応じて、より専門的な相談機関やADR機関等を紹介しました。	○相談の内容に応じて、より専門的な相談機関やADR機関等を紹介します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）
	イ あっせんや調停の実施 必要に応じて、「三重県消費者苦情処理委員会」において、あっせんや調停を行います。	○必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」を開催します。	○県消費生活センターに寄せられた相談のうち、「三重県消費者苦情処理委員会」に付託する事案はありませんでした。	○必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」を開催します。	環境生活部 （くらし・交通安全課）

【資料1】「三重県消費者施策基本計画の実施概要」

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

主要施策	基本計画（R7－R11）取組事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
（1）消費生活に関する消費者等の意見の把握	「みえ・くらしのネットワーク」会議での意見や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。	○「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。	○「みえ・くらしのネットワーク」会議における意見交換や、出前講座やイベントでのブース出展におけるアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見の把握に努めました。	○「みえ・くらしのネットワーク」会議における意見交換や、出前講座、イベントでのブース出展を通して、消費者や事業者等の消費生活に関する意見の把握し、施策に反映します。	環境生活部（くらし・交通安全課）
（2）消費者施策に関する透明性の確保	審議会や審議会消費者教育研究部会を公開で開催するとともに、消費生活相談の状況等について、情報提供を行います。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要についてHP等で公開します。また、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要についてHPで公開しました。また、消費生活相談の状況について、積極的に情報提供を行いました。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要についてHP等で公開します。また、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。	環境生活部（くらし・交通安全課）

2 市町・国等との連携

主要施策	基本計画（R7－R11）取組事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
（1）市町との連携と支援	市町へ国交付金の活用や消費者施策の充実に向けた働きかけを行うとともに、県と市町で啓発イベント（大型商業施設での街頭キャンペーン等）を共同で開催するなど、連携した取組を行います。	○市町のニーズを把握するとともに、市町に対して、国交付金の活用について情報提供を行います。また、市町と連携したイベントを開催するほか、消費者啓発地域リーダーの活動を支援するなど、啓発の協力を呼びかけます。	○市町消費者行政担当課会議を開催し、国交付金の活用等についての情報提供を行いました。また、消費者月間に合わせて市町と連携して啓発パネルの展示を行いました。	○市町のニーズを把握するとともに、市町に対して、国交付金の活用について情報提供を行います。また、市町と連携したイベントを開催するほか、消費者啓発地域リーダーの活動を支援します。	環境生活部（くらし・交通安全課）
（2）国等との連携	消費者庁をはじめ関係省庁や国民生活センターが開催する専門研修に担当職員を派遣し、より専門性の高い人材を育成します。 また、消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と連動した取組を行うとともに、特に、東海・北陸の各県をはじめとする他の都道府県と連携し、情報収集、情報共有を行うことで、効果・効率的な事業の実施を図ります。	○消費者庁や国民生活センター等が開催する研修に職員や相談員の積極的な参加を促すとともに、消費者庁や国民生活センター等の協力を得て、県内での研修の実施に努めます。また、消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取り組みと連動した取組を行うとともに、他の都道府県と連携することで、効果的・効率的な事業の実施を図ります。	○国民生活センター等が主催する研修に職員や相談員が参加し、人材育成と情報収集を図りました。 ○消費者月間に合わせた記念講演会や多重債務者相談強化キャンペーンに合わせた「借金のお悩み電話相談」を実施しました。	○消費者庁や国民生活センター等が開催する研修に職員や相談員の積極的な参加を促します。また、消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取り組みと連動した取組を行うとともに、他の都道府県と連携することで、効果的・効率的な事業の実施を図ります。	環境生活部（くらし・交通安全課）

3 消費者行政の推進体制と進化管理

主要施策	基本計画の記載事項	令和7年度実施概要	令和7年度実施結果	令和8年度実施概要	所管部課
（1）審議会による調査審議	毎年度、基本計画に基づく消費者施策の実施状況を審議会に報告し、進捗を管理するとともに、審議会からの意見を消費者施策の具体的な取組に反映していきます。 なお、審議会の開催状況については、県ホームページで公表することにより、県民の皆さんに情報提供を行います。	○基本計画に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告します。また、消費者施策の実施状況を県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。	○「三重県消費生活対策審議会」を開催し、基本計画に基づく消費者施策の実施状況等に対する意見をいただくとともに、その反映に努めました。 ○消費者施策の実施状況を県ホームページで公表し、県民に情報提供を行いました。	○基本計画に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告します。また、消費者施策の実施状況を県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。	環境生活部（くらし・交通安全課）
（2）庁内連携体制の充実	みえ元気プランにおける「消費生活の安全確保」のめざす姿の実現に向け、「三重県消費者行政推進会議」の場において消費生活相談の傾向等の情報を共有し、啓発活動等に連携して取り組むなど、本県の消費者行政を総合的に推進します。 また、持続可能な社会の形成に向けた取組や食の安全・安心の確保、ギャンブル等依存症対策など、消費者を取り巻くさまざまな課題に対して、庁内連絡会議を積極的に活用することで、着実な推進を図ります。	○三重県消費者行政推進会議において各課における消費者行政の実施状況を共有するとともに、消費者事故の消費者庁への報告義務についての周知を図ります。 ○庁内での情報共有を推進するとともに、イベント等での啓発活動や研修等における連携を進めていきます。 ○関連する施策における庁内連絡会議などを活用し、消費者行政の着実な推進を図ります。	○三重県消費者施策基本計画に基づく消費者施策の実施状況について取りまとめを行い、各課における取組の共有を図りました。	○三重県消費者行政推進会議において各課における消費者行政の実施状況を共有するとともに、イベント等での啓発活動や研修等における連携を進めていきます。	環境生活部（くらし・交通安全課）
（3）進化管理	基本計画の進捗状況を把握し、消費者行政の実効性を評価するため、みえ元気プランに記載のKPI（重要業績評価指標）に加え、多様化・複雑化する課題に対応するための評価指標を別表のとおり設定します。	○評価指標の目標値達成に向け、各事業に取り組めます。	○設定した評価指標は令和11年度末までに達成する目標値と泣ているが、令和7年度の実績では、5件は目標値を達成したが、2件は達成しなかった。	○令和11年度までに評価指標の目標値を達成できるよう、各事業に取り組めます。	環境生活部（くらし・交通安全課）